

昭和 42 年 2 月

長期税制のあり方についての中間答申

税制簡素化についての第一次答申

昭和 42 年度税制改正大綱についての答申

昭和 42 年度の税制改正に関する答申

税 制 調 査 会

本 書 の 内 容

- まえがき
- 長期税制のあり方についての中間答申
- 税制簡素化についての第一次答申
- 昭和42年度税制改正大綱についての答申
- 昭和42年度の税制改正に関する答申

まえがき

- 1 税制調査会は昭和40年8月12日、内閣総理大臣より「経済の安定的成長に即応する税制のあり方とその具体化の方策」について諮詢を受け審議を続けてきたが、この間昭和40年12月29日には昭和41年度の税制改正について「昭和41年度の税制改正に関する答申」を内閣総理大臣に提出した。
- 2 昭和41年に入つてから、税制調査会は5月以降、長期税制のあり方について検討を行なうため一般税制、企業税制及び地方税制の3部会を、また特に国民の間で強い要望のある税制簡素化の問題について検討を行なうため税制簡素化特別部会及び税制簡素化専門小委員会をそれぞれ総会の下に設け審議を行なつた。各部会等は10月までに審議結果の一応のとりまとめを終え、これを中間報告としてそれぞれ総会に提出し、総会はこれを了承した。
- 3 その後10月末からは、税制調査会は審議の重点を昭和42年度の税制改正に移し、臨時小委員会を設け検討を行なつた。しかし12月には衆議院が解散され、昭和42年度の政府の予算編成作業が昭和42年1月の総選挙後に持ち越されることとなつたため、昭和42年度税制改正についての細目の検討は予算編成期まで延期することとし、その間の政府の税制改正作業に資する見地から、とりあえず昭和42年度税制改正に当たつて検討すべき事項の大筋を「昭和42年度税制改正大綱についての答申」としてとりまとめ12月26日に内閣総理大臣に提出した。
同時に、さきに総会で了承された長期税制のあり方についての中間報告及び税制簡素化についての中間報告をそれぞれ「長期税制のあり方についての中間答申」及び「税制簡素化についての第一次答申」として内閣総理大臣に提出した。
- 4 総選挙後昭和42年2月に、税制調査会は審議を再開し、昭和42年度の税制改正についてさきの大綱についての答申を基により詳細にわたつての審議を行ない、その結果を「昭和42年度の税制改正に関する答申」としてとりまとめ、2月18日に内閣総理大臣に提出した。
- 5 本書は、これらの答申のうち昭和41年12月及び昭和42年2月に行なわれた4答申を合冊として印刷したものである。
なお、これらの答申に関する審議の内容と経過等については、別に印刷し公表する予定である。

長期税制のあり方についての中間答申
税制簡素化についての第一次答申
昭和42年度税制改正大綱についての答申

昭和41年12月26日

内閣総理大臣 佐藤栄作 殿

税制調査会会长 東畠精一

昭和40年8月12日付諮問に対し、また昭和42年度税制改正について、別紙のとおり当調査会の意見をとりまとめました。

当調査会は政府がこの報告に基づいて税制改正を実現することを希望します。

昭和 41 年 12 月

長期税制のあり方についての中間答申

税制調査会

税制調査会委員名簿

本答申の審議に参加した委員は次のとおりである。

○秋山 ちえ子	井深 大
稻川 宮雄	○稲葉 秀三
岩佐 凱実	○圓城寺次郎
小倉 武一	大木 正吾
○荻田 保	金子 佐一郎
○木村 元一	○木下 和夫
○小林 与三次	児玉 忠康
○河野 一之	高橋 進太郎
○館龍一郎	○東畑 精一
徳永 久次	野中 広務
長谷川 周重	林慶之助
○福良 俊之	藤野忠次郎
堀越 穎三	○松隈 秀雄
○松宮 隆	湊 守篤
森 昌也	和田 春生

(○印を付した委員は、起草小委員会に所属した委員である。)

目 次

第 1 基本的な考え方	2
1 公経済、私経済部門間の資源配分と税負担	2
2 健全な家計と企業の育成	3
3 経済の安定的成長のための景気調整	5
第 2 長期税制の方向	6
1 税負担の水準	6
2 家計と企業に対する長期税制	7
(1) 基本的目標	7
(2) 家計と企業に対する直接税制	7
イ 家 計	7
(イ) 所 得 稅	8
(ロ) 相続税及び贈与税	16
ロ 企 業	17
(3) 家計と企業に対する消費税その他の間接税等	21
3 景気調整政策その他経済政策と長期税制のあり方	24
第 3 長期税制の具体的方向	26
1 家 計	26
(1) 所 得 稅	26
(2) 相続税及び贈与税	28
2 企業—法人税	28
3 家計と企業に対する間接税等	29
4 税負担率の水準	29
第 4 地方税に関する長期税制	30
1 地方税源の充実	30
2 住 民 稅	30
3 固定資産税	31
4 事 業 稅	31
5 地方道路税源	31
6 そ の 他	32

税制調査会は、長期税制のあり方について検討を行なうため、本年5月、一般税制、企業税制及び地方税制の各部会を設け、5月13日に第1回の一般税制部会を開いて以来、9月22日の第5回地方税制部会にいたるまで、合計16回にわたり審議を重ねた。

その後別途起草小委員会を開き、上記3部会の審議結果を基礎に、ここに「長期税制のあり方についての中間答申」をとりまとめた。

長期税制のあり方については、すでに昭和39年12月にさきの税制調査会において「今後におけるわが国社会、経済の進展に即応する基本的な租税制度のあり方についての答申」が出されているが、当調査会は昭和40年8月内閣総理大臣より「経済の安定的成長に即応する税制のあり方とその具体化の方策」について新たに諮問を受け、今まで検討を続けてきた。

さきの答申の述べている税制のあり方は、当調査会の「昭和41年度の税制改正に関する答申」が指摘しているように、従来の均衡財政を前提として描かれたものであつて、その後経済の基調の変化に伴い公債発行を契機とする財政政策の転換、今後の経済の安定的成長を図るために新長期経済計画の策定並びにこれまでの税制改正の経緯等新たな事態の進展に即応して租税政策についても新しい角度から見直す必要が生じてきたものと考えられる。このような見地から当調査会は、特に経済の安定的成長のための税制の機能を重視する立場から、必ずしもさきの答申にとらわれることなく長期的な税制のあるべき姿を検討した。

なお、長期税制のあり方については、今後引き続き当調査会において審議が行なわれる予定であるが、この中間答申は、昭和42年度の税制改正の検討を控え、当面の税制改正の指針ともなりうるよう、これまでの検討結果の一応のとりまとめを行なつたものであり、その具体化の方策等については、今後の検討にまつべき点が少なくない。

第1 基本的な考え方

昭和39年から40年にかけて、日本経済は従来とは異なつた型の景気沈滞に見舞われ、それとともに、過去の急速な経済成長の過程において醸成されつつあつた各種のひずみが大きく顕在化するにいたつた。かくして、経済運営に当たつては、経済諸部門間の均衡のとれた発展すなわち経済の安定的成長の確保に対する財政の役割が一段と強く認識されるにいたり、このため政府においては、昭和41年度において本格的な建設公債の発行に踏み切つて財政政策の積極的な転換を行なうとともに、平年度3,600億円に達する大幅減税を行なう等により、積極的に景気の回復を図り、あわせて立ち遅れた公共部門の拡充に格段の配慮を行なつた。これらの施策の効果もあつて、景気は順調な回復過程をたどりつつある。

このような公債発行を契機とする財政政策の新たな展開にあい呼応し、財政政策の一環としての租税政策のあり方についても、経済の安定的成長の要請にこたえるため、この際、今後の社会、経済の進展に即応しつつ長期的な視野に立つた税制の構図を描くことは、極めて有意義であると考えられる。こうした見地から長期的な税制のあり方を考えるに当たつて、特に重点的に配慮すべき事項は次のとおりである。

1 公経済、私経済部門間の資源配分と税負担

財政支出に対応する租税収入の水準は、経済活動の水準に対して重大な関係を有するが、社会経済の変化に応じ公経済部門と私経済部門との間の均衡のとれた資源配分を確保するよう、税負担水準を適正に維持することが必要である。

一国の経済資源を公経済部門と私経済部門にいかに配分すべきかという問題は、国民経済の均衡のとれた発展を図る上において極めて重要な関連を持つ。現実の経済体制を前提としつつ国民経済の進歩と発展を企図する限り、私経済部門を犠牲にして公経済部門に過重な比重がかかつてはならず、さらにまた、私経済部門の拡充に公経済部門が立ち遅れることも経済の安定的成長を害すると考えられる。

戦後、私経済部門の著しい進歩と拡大に伴い、特に公共投資や社会保障の面で公経済部門の立遅れが指摘され、国民経済における財政の役割は漸次増大してきた。またそれとともに、経済の循環的変動に即応して景気を弾力的に調整するための財政の機能もますます重視されつつある。

このような諸要請の下において、福祉国家の建設を理想としつつ今後の財政の構図を描くとすれば、国民経済に占める公経済部門の比重は漸次上昇せざるをえないものと考えられる。しかし他面、公経済部門の比重を増大させるため租税及び公債収入の水準を急速に引き上げると、無理な国民負担の増大となつてはね返つてくることにもなるので、私経済部門の活動水準を不当に抑圧しないよう、国民所得水準の実質的な

上昇に見合つて国民負担が自然に増加し適正な負担となるよう配意する必要があろう。

2 健全な家計と企業の育成

経済の均衡ある発展と拡大を推進するためには国民生活の安定と健全な企業の育成とが基本的な条件であるので、今後の税制のあり方としても、健全な家計と企業の形成に寄与しうるよう不断の配慮が必要である。

税制の仕組み並びに税負担が国民生活と企業活動に極めて密接な関係を有することはいうまでもない。税負担が過重であれば、国民生活からそれだけ生き生きとした活力を失わせて、勤労意欲を減退させ、また企業からは拡張の源泉を奪つてその成長力を弱め、ひいては国民経済全体の健全な発展が阻害されることにもなる。また、税負担の配分が不公平であれば、納税者の協力が得られないばかりか、租税回避の弊風を助長することによつて民主的国家を維持しようという国民全体のモラルにも影響するところが少なくない。さらに、現在の税制の仕組みが絶えず変動的で税制の基盤が不安定であれば、安定した予見と計画の下に国民生活と企業活動を維持することが困難になろう。

つぎに、家計と企業に対する税制のあり方を通じて消費と貯蓄ないし投資に対する影響を配慮する必要がある。経済の基本的な変動は主として貯蓄ないし投資と消費の不均衡を契機として発生するといわれる。消費が投資との適正比率を上回つて拡大すれば、しばしば消費の増加に見合つて生産能力が伴わないので物価の上昇を招き、さらには実質的消費水準は停滞に向かうことが考えられる。また反対に過剰投資はそれだけ消費の相対的縮小を伴い、遊休設備を生み資源の効率的利用に反する結果を招くことがある。経済の均衡のとれた成長を達成するための租税政策としては、基本的には消費にも投資にも偏らない税制が望ましいといえるが、現実の経済の動きは消費と投資との割合の循環的変動を完全に回避することができないから、場合に応じて政策の力点を弾力的に移動させることが経済の安定的成長に資する場合もありえよう。

以上の観点から、家計と企業に対する税制のあり方については、国民経済の実情に即しつつ消費と貯蓄ないし投資の均衡を維持しうるような税負担の配分に留意し、また健全な家計と企業の形成に資するよう公平で適正な税負担に常に配慮するとともに、安定した税制の仕組みを確立することを主眼とすべきであろう。

家計及び企業に対する税制のあり方について特に留意すべき点は次のとおりである。

(1) 家計について

イ 経済成長と所得水準の上昇に伴い、特に現在の所得税の累進的構造のためにそ

の税負担は所得の伸びを上回つて急速に累増する傾向が強いことにかえりみ、その税負担水準のあり方については、所得水準の上昇に応じて真に所得の再分配を図る見地から常に適正な水準に維持するよう留意する必要がある。もちろん国民所得が増大し1人当たりの国民所得水準が上昇するにつれ担税力は増加する理屈であるが、しかし現実には、わが国1人当たり国民所得水準や資産の蓄積の低さにもかかわらず、所得税における納税人口の増加——特に独身者納税者の増加——等の指標によつてうかがえるように、未だなお相当所得の低い層にまで税負担を求めていることからしても、個人家計の税負担軽減の要請は極めて強いといわなければならない。

- ロ 税負担の一般的水準の適正化のほかに、特に家計に対しては 所得の種類別、業態別にみて公平な税負担の実現に努める必要があろう。

現実には、たとえば給与所得者の税負担が他の所得者に比べて相対的に過重であるとする批判が極めて強く、また、同業種所得者間でも相当の負担の不均衡が厳しく指摘されている。負担公平の原則が洋の東西、歴史の今昔を問わず租税の生命でもあり、またこれが近代民主国家を支える大きなモラルであることを考えれば、納税者の積極的な協力と適正な税務執行を確保するためにも、これらの批判や指摘をいたずらに回避することなく、より一層公平な税負担の実現に取り組むための努力が要請されよう。

- ハ 家計に対する税制は所得と富の再分配に寄与するものでなければならない。特に所得税を中心とし相続税を補完税とする税制の所得と富の再分配機能は応能分担の原則からいつても高く評価るべきであるし、さらに、社会的な富の偏在を是正し資源の適正配分を図るべき財政の再分配機能からいつても、理想的な税制の仕組みであるというべきであろう。もちろんこれらの機能は、社会保障費や教育費等の歳出構造との関連、さらには間接諸税負担やまた社会保険料負担との関連を無視しては考えられないが、税制の基本的なあり方に關し、所得と富の再分配に対する税制固有のこれら機能は、一方における低所得者層に対する負担軽減と並行しつつ、今後国民所得及び富の階層別分布の変化に応じて常時検討され高められることが必要であろう。

(2) 企業について

- イ 企業の活動水準が国民経済の動向に支配的な影響を及ぼすことを考慮すれば、企業税制のあり方が経済の安定的成長に及ぼす効果もしたがつてまた大きい。

ところで、シャウプ勧告に基づく税制改正以後のわが国の企業税制の歩みをつぶさに検討すれば、わが国の実情に即応した税制の改正が行なわれたとはいひな

がら、後に述べるようにその基本的考え方においてかなりの混乱がみられることも事実である。

税制の混迷は企業活動の安定のためにも好ましいものではない。特に現在、わが国企業の国際競争力の強化の見地から、その自己資本充実と体質改善が強く要請されるとき、企業税制を現実の企業の実態に即してより明確でより政策手段に適合したものとする必要があり、そのためには、安定した企業税制の基本的仕組みについて根本的な検討を加える必要があると考えられる。

- 自己資本が乏しく他人資本に拡張の源泉を依存せざるをえないわが国の企業にとつては、法人税の減税を要望する声は強い。しかし、その税率構造は法人税の基本的仕組みと密接な関連があり、またその負担は個人所得税の高さなどと比べて相当低いようにみえることなどを考えると、ここ当分企業の願望する税負担の軽減は、税率の引下げという方向よりも、これまでややもすれば画一的であつた課税所得の計算を弾力化し、それを通じて内部留保の促進その他企業の実情に沿つた税負担にすることによつて実施することが適當であろう。この点については、別に当調査会の「税制簡素化についての第一次答申」の述べているところであるが、特に減価償却制度については、技術革新の時代にはさらにその弾力化を図つて設備の更新近代化の資金源泉となるよう全面的に検討する必要があろう。

3 経済の安定的成長のための景気調整

わが国の税制には、景気の変動に応じて税収の高い弾力性があり、いわゆる景気に對し高度の自動安定化作用が認められることはこれまでしばしば指摘されてきたところであるが、たまたま昭和41年度予算における本格的な公債発行を契機として、財政における景気調整機能が従来にまして高められる基盤が整つた。すなわち、税収、公債、歳出機構が景気の局面に応じあるいは収縮的あるいは拡張的に相互に有機的に機能し合うならば、経済の安定的成長の誘導はこれまでより容易に達成せられるであろう。

それと同時に、われわれは、個々の税制そのもののもつ経済に対する誘引機能並びに景気調整機能をこの際高く評価する必要がある。一般税率の引上げ、引下げによる景気調整の方法を隨時検討することも必要であるが、さらに、外国の例にみられるように、景気の動向に対して臨機に即応できるようなより短期的な景気調整のための税制上の仕組みをあらかじめ用意しておくことが必要であると考える。

第2 長期税制の方向

1 税負担の水準

すでに述べたように、今後公経済部門と私経済部門との間の均衡のとれた資源配分を図る上において、国民の税負担が国民所得の水準に応じて常に適正に維持される必要がある。

前調査会がとりまとめた昭和39年12月の「今後におけるわが国の社会、経済の進展に即応する基本的な租税制度のあり方についての答申」における、今後の減税の目途を毎年度の自然増収の20%程度とするという考え方は、これまでの歴史的な減税の割合を一つの目安とする意味で、尊重すべきであるが、その後公債政策の導入という条件の変化もあり、さらに新長期経済計画の策定が進められている現時点において、新たな角度から将来の税負担水準のあり方を考えていく必要があろう。

(1) 今後のわが国経済の運営に当たり、高度成長の結果生じた各分野におけるひずみを是正するとともに、物価と国際収支の安定目標として、長期的視野に立つた経済の効率的運営、社会開発の促進、社会資本の充実等を図るための経済計画の策定とともに、公債を抱えた新たな財政金融政策の展開が期待されつつある。

このような国民経済の新たな方向付けとそれに配する財政政策の新たな展開を通じ、公経済部門の比重は今後ある程度高めることが適當と考えられるので、所得水準の上昇に応じて国民の税負担水準がある程度上昇することもやむをえないと考えられる。

(2) 現在のわが国の税負担率は、先進諸国の税負担水準に比べて形式的にはなおかなり低いとはいえ、1人当たりの国民所得水準の低さ、多くの低所得者層に所得税の負担を課しているという実態、常に訴えられている負担の不均衡という苦情等からみて、今後引き続き税負担特に所得税を中心とする負担の軽減に努める必要があろう。

先進諸国の国民所得に対する形式的な税負担水準の高さからみて、わが国の税負担率をおおむね相当引き上げるべきとする議論も一部にはあるが、しかしありに1人当たりの実質国民所得水準が先進諸国の水準に追いついたと仮定しても、国民の実質的蓄積の水準に開差がある限り、担税力は同一には論ぜられないし、また税負担の不均衡が強く訴えられている今日、国民の税負担水準を国民の納税協力の程度を無視して決定することは不可能であることを考えると、将来の税負担について単純に形式的負担率の比較をもつて判断することは適当でなく、できる限りゆとりのある家計と企業の形成に適合し、しかも納税者の協力を得られる適正な水準を維持することが適當である。

(3) さらに国民の税負担は、一般的の水準のほかに家計と企業、消費と貯蓄への影響を

通じて均衡のとれたものでなければならない。一般的な税負担水準が適当であると考えられても、その税目別の負担が国民経済の諸部門間において適正に配分されていなければ、経済の均衡のとれた発展に支障を来たすことになる。この場合、特に個人家計に対する所得税負担の累増を回避し、かつ健全な家計の形成に寄与するための適正負担の維持については、住民税等の地方税負担と合わせて、今後とも引き続き十分な配慮がなされる必要がある。また企業に対する法人税、住民税、事業税等の負担は、国際的水準からすれば形式的には決して高くはないが、わが国企業の自己資本の蓄積水準の実態からみて、まだ企業の蓄積を進め国際競争力を強化するための配慮が必要である。つぎに間接諸税の負担水準については、所得水準や物価水準の上昇に見合つて所要の調整が加えられる必要があるとしても、その選択的消費に対する間接税の長所等を考慮し、直接税の負担水準と均衡のとれた水準に維持することが望ましい。

2 家計と企業に対する長期税制

(1) 基本的目標

以上の検討を通じ、家計と企業に対する長期税制の基本的目標をとりまとめると次のとおりである。

イ 家計に対しては、所得税、相続税及び住民税を通じてその税負担の水準を家計の所得と蓄積水準に即応して常に適正に維持するよう不断の配慮が必要である。

さらに、種類を異にする所得相互間及び個別家計相互間の負担の公平を確保するため、税制面、税務執行面における一層の合理化が要請されるとともに、所得水準の変動に応じて適正な再分配を図るための税制の機能が重視される必要がある。

ロ 企業に対しては、法人税、住民税、事業税及び固定資産税を通じて、適正な企業活動水準を維持し健全な企業の育成を図るよう配慮するとともに、特に法人税制を安定的な基盤の上に置くことを目標とすべきであろう。その際、大企業と中小企業のそれぞれの実情に即しつつ、自己資本の充実と競争力の強化に役立ちうるような税制の仕組みを工夫する必要がある。

ハ 家計と企業に対する個人税、企業税及び間接税の全般を通じて、経済の安定的成長の条件としての消費と貯蓄ないしは投資との均衡を維持するよう税負担の適正な配分に留意する必要がある。

(2) 家計と企業に対する直接税制

イ 家 計

家計に対する直接税制について、国民の支払能力に応じ、かつ所得と富の再分

配機能を最もよく発揮できる税制のあり方としては、所得を課税標準とする累進的所得税を基軸とし、財産を課税標準とする相続税をもつて補完することが望ましい。

所得税は、各種の所得を総合して課税標準とし、かつ累進的負担を課すべきものであるから、支払能力に最も適応した租税であることは論をまたないところであるが、これを補完する財産税のあり方について、相続税のほかにより富の再分配効果の大きい経常的財産税を導入すべしとする考え方もある。経常的財産税については、過去の富裕税の経験からみて負担の公平を確保するためにどの程度の納税協力が得られるか、特に不表現資産の申告がどの程度期待できるか等問題があり、なお慎重に検討する必要があろう。

(イ) 所 得 税

a 課税最低限のあり方

(a) 人的控除のあり方

課税最低限の水準いかんは直ちに納税人員の大小に影響するから、課税最低限は基本的には累進税制による所得再分配を図る対象人員選定の基準を意味する。このほか課税最低限のもつ機能として最低生活水準の維持、最低税率適用者の累進度の緩和及び家族の規模に応ずる税負担の差異の調整等が考えられている。

ところでわが国においては1人当たり国民所得水準が低く、かつ所得階級構成は底辺部分の人員の広がりが相対的に大きいと考えられるので、課税最低限の若干の移動は納税者数の変動に大きな影響をもたらすはずである。しかしながら、最近における就業構造の著しい変化、初任給水準の急上昇の結果、あいつぐ人的控除の引上げにもかかわらず納税者数は逐年上昇し、昭和39年度で有業人口の約55%を占めるにいたつており、現に新規高校卒業者に対してもそのかなりの部分が採用初年度において所得税を納めなければならないという実情は注目すべきであろう。

このような事情から、課税最低限の決定に当たつては特に次の諸点に留意する必要がある。

① わが国の1人当たり国民所得水準は先進諸国に比べるとまだ相当低いので、最低生活水準を維持する所得に対して負担を求めるることはもとより、さらに進んで家計にゆとりを持たせるため、従来マーケット・バスクエット方式によつて算定されてきた基準生計費の水準を上回つて貯蓄のためのゆとりを織り込んで課税最低限の水準を決定することが望まし

い。その際、消費者物価の影響による生計費の増加については、実質的生活水準の引下げとならないような特段の配慮が必要であろう。

- ② わが国の所得階級別の人員構成において、相対的に中以下の層の広がりが大きく、高額所得者の層が薄いことは、一つには課税最低限の水準いかんが納税者数の変動に大きな影響を及ぼすことを意味するが、また同時にこれまで所得税収の多くを中堅所得層以下の所得層に依存しなければならなかつたという事情にも通ずる。したがつて課税最低限の決定に当たつては、所得税に対する歳入依存度との関連において税収と課税最低限の関係をも念頭におく必要があろう。
- ③ 有業人口に対する所得税の納税者割合は、所得者のうちどの程度を所得税の納税者にするかということを示すものであるが、この割合は漸次増加する傾向にある。これは主として給与所得者数の増加によるもので、それも新規学卒者のかなりの部分が所得税を納めなければならないという独身世帯に対する課税最低限の相対的低さに主因があると考えられる。諸外国に比べると就業構造の違いを反映して有業人口に対する納税者の割合は低いようであるが、このように多くの独身世帯層に所得税の負担を求めている事情は、所得税の所得再分配機能等からみて検討の要があろう。
- ④ 個人の所得に対する租税としては、所得税のほかに住民税所得割があるが、所得税は住民税に比べて所得の再分配機能が強く、また、わが国の住民税はその課税最低限を所得税よりも低いところに置かざるをえないことを考えると、所得税の課税最低限は、住民税の負担を考慮した適当な高さを保つ必要があろう。
- ⑤ 所得税がその機能を十分發揮するには、納税者の協力が前提となることはいうまでもない。したがつて、特に納税者の自主申告をたてまえとする所得税制においては、納税者の適正な記帳能力を考慮する等自主的な納税協力が相当期待できる程度の所得水準をもつて課税最低限の目安とするような配慮が望ましい。
- ⑥ 所得税の課税最低限は、前述のように住民税の負担はもちろん家計が負担する消費税その他の税負担もあわせて考慮し、さらにそれらの租税の納税協力の程度あるいは税務執行の状況と所得税のそれを比較秤量して、適正な水準を決定する必要がある。所得に応ずる累進的課税を通じて国の財政を批判できることは所得税の大きな長所でもあるが、その

反面所得税にあまり大きく依存すると時に所得税のもつ欠陥も目立つて来るなどを忘れてはならない。

(b) 人的控除の仕組み

人的控除の仕組みについては、わが国の現行制度は基礎控除と配偶者控除と扶養控除を区別し、また障害者、寡婦等の控除は税額控除とし、その他生命保険料、社会保険料、医療費等についてそれぞれ別個の所得控除を設け、給与所得者には特別の給与所得控除を設ける等複雑な構成をとっている。これら個々の制度はいずれも歴史的、沿革的には相当の理由があつて設けられたものであるが、これらの控除のあり方についてはさらに全般的な視野からその明確化、合理化について再検討する必要があると思われる。

- ① 基礎控除、配偶者控除、扶養控除等の人的控除の仕組みについては、遁減、遁増あるいは同額とする等各種の方式が考えられ、現に諸外国の制度も国によつてまちまちである。わが国で基礎控除、配偶者控除、扶養控除の三つの区別を設けているのは、所得の稼得者についてだけ所得控除である基礎控除を設け、他の者については税額控除しか認めなかつた過去の税制から出発し、シャウプ勧告で税額控除を所得控除に改め、さらにその後、配偶者を扶養親族の地位からはずしたという沿革的意味しかないように思われる。むしろこれらの人的控除は基礎控除、配偶者控除及び扶養控除の組み合わせによることなく、より端的に世帯人員の増加に応じて形式的に1人当たり控除額を遁減させる方がより簡明であり、かつ人的控除の生計費をしん酌する性格にも適合すると考えられる。
- ② 障害者控除、寡婦控除等の税額控除は、本来人的控除を補つて追加的な費用等をしん酌するものであるが、これが税額控除の形になつてることは、しん酌の程度の理解できにくいくことのほか、一定限度以上の所得者になるとしん酌の程度が減少し、折角の追加的費用の意味が薄れるという面もあるし、また税制の簡素化の要請にこたえる意味からも、この際所得控除方式へ統一することが望ましい。なお制度の切換えに際し、障害者、寡婦に対してはその所得の稼得能力の弱さから控除額を見直す必要があろう。
- ③ 生命保険料控除、寄付金控除等のいわば誘引的控除や、医療費控除、雑損控除等の担税力減殺的控除については、現在の仕組みが複雑である

ことのほかに、それぞれの控除について時の経過に応じて個々に再検討しなければならない技術的煩雑さがあり、その決定のための客観的基準も必ずしも明確ではなく、かつ貯蓄や寄付金の支出は人の選択によつて各種各様であるから、一定の控除限度のなかでその人の自由に任せる方が所得税としては中立的であること等から、これらを一括して一本の特別支出控除とし、その範囲内でこれらの控除を吸収する方が合理的であると考えられる。

- ④ 紙与所得控除は紙与所得者に特有な控除であるが、一般に紙与所得者の負担の軽減を積極的に支持する意見はおおむね次のような論拠によつている。(i)紙与所得は事業所得者の自主納税と対照的にその支払源泉において源泉徴収され、いわゆる所得の捕捉率が完全に近く、税負担が他の所得者と比べ相対的に過重であること。(ii)紙与所得は個人の健康と労働力に依存しているため、所得の性質が特に財産所得に比べて不安定で有期的であること。(iii)紙与所得者は労働の強制、余暇の犠牲及び居住地選択の制限という形においても実質的な費用を負担しなければならないこと。

以上の点については、いずれも相当の根拠があると考えられるのであるが、しかしこれらの論拠の弱い点は、所得の捕捉率にしても必ずしも客観的な尺度がなく、また実質的な費用の推定にしても個々の事情に応じてそれぞれ千差万別であつて測定し難く、紙与の金額とこれらの費用との間に事業における収入と経費にみられるような明確な関係を求めるることはむずかしいことである。しかしながら、これらの困難を解決する唯一の手段としては、結局面一的であつてもなんらかの基準によつて概算的に控除を認める紙与所得控除による方法以外にはないと考えられる。

ところで近年、所得税の納税人員に占める紙与所得者の割合の増勢は目覚ましく、その結果昭和39年の納税人員(20,029千人)の約86%(17,184千人)を紙与所得者が占めるにいたつている。これは就業構造の変化に伴う雇用者数の増加、紙与所得者の所得水準の他の所得者以上の上昇、若年労働者不足に伴う初任給の上昇等の動きに対して、平均賃金の上昇に見合う程度の課税最低限の引上げでは十分に適応できなかつたことを意味しよう。これに反して農家あるいは商工業者の納税者数はその所得者数の推移に沿つて減少ないし横這いの傾向をたどつている。このよう

な現象は、まず納税以前の社会的、経済的な構造の変化に多分に応ずるものであつて必ずしも給与所得者のみが所得税を納めているというようなことを示すものではないが、所得金額の明確な給与所得者は事業所得者に比べて負担の不均衡という疑念を持ちがちとなる。さらにまた給与所得者の給与所得控除についても現行の頭打ちの制度は事業経費について頭打ちの制度がないことから不満の原因となつている。

所得税は、租税のうちでも所得と富の再分配機能を最もよく発揮できるという点で最もすぐれたものであるが、しかしそれには納税者の自発的協力によつて支えられることが必要であり事業所得者に対する課税についてこの面からなお努力を要する点があるとしても、これらの事情を彼此勘案し、さらにまた給与所得者の最近の納税人口中に占める地位、納税意識等を考慮すると、現在の給与所得控除については相当思い切つた引上げと改正を加える必要があるものと認められる。

(C) 特殊な所得に対する課税最低限

つぎに退職所得等担税力の弱い特殊な所得に対する課税最低限の引上げについて格段の配慮がなされる必要があろう。

① 退職所得は永年の勤務に対する勤続報償的給与であると解され、その金額は退職時の給与水準と勤続年数によつて決まるのが普通である。勤労に起因する報酬である点において給与所得の変形と考えられるのであるが、それが一時に支給される点や担税力の弱さ等を考慮し、累進性を軽減する意味から、現行制度においても給与所得とは別個に退職所得として特別の軽減の方途を講じている。しかし、特に永年勤続して老後の生活の安定を願う多くの給与所得者にとって最後の所得という感じから、その税負担のあり方についての批判が強い。まさに退職所得は老後の生活保障的な最後の所得であることにかんがみ、その担税力は他の所得に比べてかなり低いと考えられるので、できるだけ早い機会にその控除額を定年退職者の平均的な退職所得の水準程度まで思い切つて引き上げることが望ましい。なおその際控除の仕組みについては、永年勤続者をより優遇する意味から、勤続年数に応じて順次控除額を増やし、通常定年に達すると思われる勤続年数の退職者で最高の控除額を保障するような仕組みとすることが必要であろう。

② 現行制度においては、配偶者や扶養親族の所得が年間一定額(5万円)に達すると配偶者控除及び扶養控除が受けられない仕組みになつている

が、最近扶養親族等が家計の最低生活水準を維持するため家計収入の一助としてやむなく勤労する事例が数多く見受けられるので、このような担税力の弱い家族の勤労による取得(資産所得は除く)についてはその限度額を引き上げて生活水準の向上に資するとともに税務を簡素化することが望ましい。

b 税率のあり方

所得税の累進構造は主として控除と税率によつて決定されるが、課税最低限が所得再分配における対象人員の選定の基準としての意味を持つならば、税率はそれ自体所得再分配の基準としての意味を有する。この意味から税率のあり方いかんは所得税におけるいま一つの重要な基本問題であり、その検討に当たつては特に次の諸点に留意すべきであろう。

- ① 所得税の税率のあり方については、後に述べるように所得の総合の程度ないし所得の捕捉率の問題が極めて重要な関係を有する。これらの要因は、場合によつては累進税率の効果をゆがめ、ついには所得税の累進構造そのものをまひさせることにもなりかねない。したがつて税率の決定に当たつては単に表面税率の刻みにのみこだわることなく、課税標準の総合の程度に応じた実質負担の姿を重視することが必要であろう。この意味で現実の総合課税のあり方に即しつつ合理的な税率の刻みを策定する必要があろう。
- ② 所得税の税率は所得階級分布の状況を前提として組み立てるべきものであることはいうまでもない。ところでわが国の税率の構造は、所得階級分布が著しく下寄りであること、従来比較的低額な所得者層にも所得税の負担を求めざるをえなかつたこと等が原因して、諸外国に比べても中以下の所得階級の累進度が相対的に速く、特に中堅所得層の累進度が極端に速くなつてゐる。このような税率構造の下では、今後における所得水準の上昇ともあいまつてこれらの階層の税負担は急速に増加し、貯蓄の形成すなわちゆとりある家計の形成にも大きな支障となるので、今後における所得水準の上昇等を勘案しつつ特に中堅所得階層を中心としてその累進度の緩和を図つていく必要があろう。
- ③ 課税所得の最初の段階に適用されるいわゆる最低税率は、課税最低限の水準と密接な関連があるが、今後課税最低限が引き上げられ、相当程度の所得階層から所得税の課税が行なわれることとなれば、その限界負担能力も上昇するから、所得税の所得再分配機能を発揮する意味からも、現行の

最低税率をある程度引き上げることが望ましい。

④ 最高税率(現行 75 %, 住民税所得割と合わせて実効税率 80 %までを徴収するたてまえになつている)のあり方は, 課税標準の総合の程度とも関連するが, これをあまり高く定めると所得税のほ脱, 資産所得の分散を招き, また, 貯蓄意欲や投資意欲の阻害要因ともなるので, 税負担の実質的公平を期するうえからは最高税率をあまり高目にしてことには問題があろう。

また, 最高税率のあり方に関して, 所得税の補完税である相続税と所得税の税率を調整すべきであるという考え方がある。たしかに, 每年その発生所得に課税される所得税に比べて, 死亡を起因として, 一生に一回限り相続財産に課税される相続税は, 相当程度の課税最低限を保障すればその担税力が強く, かつ経済効果や社会感情からみても弊害が少ないと考えられるので, 今後税率の改正を行なう機会には, その相互の最高税率のあり方について検討を加える必要があろう。

⑤ 現行所得税制における課税最低限は, 低額所得者から高額所得者にいたるまで一律の控除額として控除されることになつていて。しかし, 元来人的控除は適当な生計費を保障することを一つの目的としているものであり, 課税最低限の果たすべき機能は, 高額所得者になればなるほどその必要性を減少することになる。この点に着目して, 課税最低限は所得が大きくなるにつれてだんだん消失していくべきであるという考え方もあり, 諸外国にもこのような事例が見受けられるところであるが, 現在の高額所得の特定階層については税率の刻みが比較的緩かであり, また高額所得者に多い資産所得の課税の不十分さや減税財源の窮屈さ等を考えると, 課税最低限の引上げの幅, 税率改正の規模等との関連において高額所得者の減税を税率の改正によつて吸収することも検討する必要があろう。

c 課税標準のあり方

課税標準のあり方については, 累進課税制度のたてまえを生かし所得再分配機能を強化するような方向で検討する必要があるが, 特に次の諸点に留意すべきであろう。

① 現行所得税制は, 個人に帰属する所得をすべて総合して課税するたてまえをとりながらも, 担税力の差異ないしは政策的な見地から, 山林所得については 5 分 5 乗の課税方式により, 退職所得については分離 2 分の 1 課税方式により, 利子所得及び配当所得については比例税率による源泉分離課税方式によりそれぞれ課税することとしている。

所得税は、個人に帰属する所得を指標としてその担税力を把握するものであるから、累進税率を適用する基準となる課税標準にはすべての所得を総合することが本来のあり方であると考えられる。上記のような措置は所得税の本質をゆがめることになり、累進税の機能を阻害するものと考えざるをえない。したがつて長期税制のあり方としては、すべての所得を総合して課税するという所得税の理想を常にその目途とする必要があろう。この場合山林所得や退職所得のように他の経常的な所得との担税力の差異を考慮する必要のあるものについては、特別の控除金額あるいは累進緩和の方式の導入等によつて調整することが適當である。

- ② 課税標準とされる課税所得の計算原理については、特に事業所得を計算する場合について問題がある。この点については、特に税制の簡素化の見地から、企業の適正な記帳慣行をできるだけ尊重するとともに、そのような記帳慣行を奨励するため、従来負担の公平の角度からややもすれば画一的に取り扱いがちの課税所得の計算について、客観的に計算ができ納税者と税務当局との間の紛争が避けられる場合には、幅広い計算原理を認めるようすべきであろう。なかんずく家族専従者の給与のように社会環境の変化に応じてその実情が異なつていくものについては、その実態を十分見きわめ、社会の要請に応じた方向で適正化を図る必要があろう。

d 課税単位のあり方

所得税の課税に当たつて、これをどのような単位でとらえて担税力を測定するかという問題は、所得課税の基本問題の一つである。

- ① 所得税の課税単位については、大別して世帯単位に課税する考え方と所得稼得者単位に課税する考え方とがあるが、現行制度は後者の考え方を基本的たてまえとし、資産所得の名義分割による税負担の不当な軽減を避けるため高額所得者の世帯に対してはいわゆる資産所得の合算課税制度を設けている。課税単位を世帯単位による方法は、消費単位を单一の課税単位とみて担税力を測定しようとするもので、家計内の消費生活の融合性からみればそれ自体一つの考え方であるが、しかしづが国の現実の社会生活の法制的仕組みや生活感情からみて、勤労による所得まで世帯単位に移行するには問題があると思われる。なお現行の資産所得の合算課税制度における合算を行なう限度額(200万円)は、昭和32年以来据え置かれていることからこれを引き上げるべしとする意見があるが、これについてはむしろ税率の累進構造と照応しつつどの程度の階層から名義分割の弊害が現われ

ているかという見地から判断すべきであろう。

② 所得税の課税単位の問題に関連して、夫婦について配偶者の所得の稼得に対する貢献や夫婦共稼ぎ世帯と夫婦の一方が所得を得ている世帯との税負担の均衡等の見地から、合算均分課税制度を採用すべきであるという考え方がある。この考え方は、夫婦の生活の実態に即応した税負担のあり方としては一つの考え方ではあるが、しかしこの方式を採用するときは税制を複雑にするほか、税率を根本的に改正する必要が生ずるのでなお慎重に検討する必要がある。

(ロ) 相続税及び贈与税

相続税は、所得税の補完税として、また富の再分配を図るという意味で重要な役割をもつてゐる。しかも相続は極めて長期間のうちに偶発的に生ずるものであるから、その租税体系は死亡の時期によつて負担が常時異なるようなことは極力避けるため、所得税以上に長期にわたつて安定化した方が適当であり、また同時に、国民経済の安定的成長という見地からゆとりのある家計の形成に資するよう、特に社会の中間層に対する税負担軽減に配意する必要がある。したがつて、相続税及びこれを補完する贈与税については、税収入そのものに対する期待よりは、むしろ課税の機能を重視し、その負担等を定めることが適當であろう。

a 相続税の課税最低限

相続税の課税最低限については、昭和41年度の改正において、通常の勤労世帯及びこれに準ずる中小企業者並びに農家等いわゆる中小財産階層について、ここ数年課税の問題が生じないよう従来の課税最低限を2倍程度にする大幅な引上げが行なわれたところであるが、今後においても所得の増加等に伴う個人財産の増加や国民の財産分布の状況の変化による納税人員の年々の増加傾向に応じ数年に一度は見直す必要があろう。課税最低限の決定に当たつては相続人員の構成等をみながら一般の所得の上昇に伴う生活水準の向上を考慮して、ゆとりのある家計の形成に資するよう現在より相当高めにする方向をとり、その際、少なくとも中堅階層の居住する標準的な住宅について評価額の値上がりだけで課税されるのを避けることを目安にすべきであらう。

b 相続税の税率

相続税の税率については、所得税と同様その課税標準である財産の分布の状況に応じてその累進度を定めるべきであることはいうまでもない。この場

合各財産階層における負担力、特にわが国経済の安定的成長の大きな原動力となる世帯の財産階層のあり方、すなわちいわゆる中堅財産階層の育成の見地から、税率の見直しを行なう必要があろう。また相続税の税率は所得税の税率との関連において定める必要があるが、特に高額の財産階層に対する最高税率については所得税のそれとの均衡を考慮し、相続税の最高税率が所得税のそれを下回ることは適当でないと考えられる。

c 贈与税

贈与税については、生前の財産の分割による相続税のゆがみを防ぐ意味で相続税を補完するものであるから、相続税の改正の都度それとの関連から検討することが適當である。

d その他の

(a) 相続税及び贈与税の課税の仕組みは、自己の名で得た財産はその者の財産とするいわゆる特有財産制度を前提として組み立てられているが、夫婦間における財産形成についての社会的な風潮は、漸次配偶者の貢献による夫婦財産形成の認識が強められ、また夫婦間の財産の継承及び贈与の実情等にもかえりみ、他面夫婦の所得に対する所得税の課税方法とも関連して、長期的な目標として相続税及び贈与税の合理的なあり方を前向きの方向で検討する必要があろう。

(b) 土地のように流動化の困難な資産を課税財産のうちに持つ納税者に対しては、納税が困難な事情を考慮して延納制度が認められているが、その課税対象財産が特定の事業に必要な財産であり、しかも利用も特定の人に限局されているためその換価が困難である場合において、その納付を強制することによつて企業経営を崩壊させることは適當でないので、たとえば、延納期間の延長を図る等その納付について弾力的な措置を講ずるよう検討することが望ましい。

四 企 業

(1) 企業課税の形態

経済活動の直接のない手である企業に対する課税には、現在法人企業に対しては法人税、個人企業に対しては所得税があり、また、これらの双方に課されるものとして地方税たる住民税、事業税及び固定資産税があるが、企業課税のあり方に関する問題としては、まず基本的に純益課税と外形標準課税のいずれの形態によつて企業課税を組み立てるべきかという根本問題がある。この点については企業課税の根柢とも関連するが、応能原則の見地からは企業の負担

力の指標として最も適切な課税標準は企業の純益であると考えられる反面、応益原則の観点に立てば、むしろ企業の売上高あるいは付加価値等の外形標準課税によることが課税の目的により適応するといわれている。しかしながら企業課税の根拠として応益原則的な立場をとるとしても、一般に基幹的な企業課税の形態としては、企業の利潤は企業拡張の源泉であり最も適切な負担力の指標と認められること、欠損の繰越し、繰戻し制度の採用により、利潤にも参加するが損失をも負担するという形式で企業の危険負担の一部を受けもつこと等の長所があることを勘案すれば、企業から相当多額の税収入を期待するには欠損企業からも税負担を求めるうことになり、なかには企業の競争条件に強い影響を与えることにもなる外形標準課税よりも、純益課税がすぐれていると考えられる。

なお、外形標準課税は、基幹的な企業課税を補完する税目について考慮する余地があるものと認められる。

したがつて、税率の水準及び税収入の比重等から見て企業課税の中心的地位を占める法人税については、外形標準課税によることなく、その課税標準はこれを企業の利潤に求めることが適當であろう。

(二) 企業課税の中心的地位を占める法人税のあり方

a 法人税の性格

(a) 企業課税の中心的地位を占める法人税については、その性格ないしは基本的仕組みをめぐつて従来はなはだ議論の多いところである。すなわち、現行のわが国の法人税制は、昭和25年のシャウプ勧告に基づく税制改正以来法人を株主の集合体とみて、法人税を個人株主の所得税の前払いと觀念する立場で構成されており、このような考え方に基づき、法人の支払う配当については、受取株主の段階で個人株主には配当控除、法人株主には受取配当益金不算入を認めることにより課税の調整を行なうたてまえをとつている。

このように株主である個人を離れて法人に独自の負担を求めるないという考え方に対しては、一方において法人の現実の経済活動を考えた場合大法人と中小法人との間の実態的な経済上の格差が存することが常に意識されるとともに、大法人では一般株主は企業とは法律的にはともかく経済的には全く別個の存在になつてるので、むしろ法人の実態的活動に着目して株主とは別個に法人独自の負担を求めることが社会経済の実態に合致するのではないかという考え方があり、従来種々の角度から検討が加えられて

きたが、現行法人税制の基本的な仕組みを改めるべしとの判断を得るまでにはいたらなかつた。

- (b) しかしながら、現行制度創設以来の沿革をたどれば、上記のような法人税の仕組みには少なからざる混乱ないしは動搖がみられる。

たとえば、①上記の受取配当に対する調整措置は、配当の支払者側においても受取者側においても現実の配当と一体として考慮されることはほとんどなく、株主側の配当控除や益金不算入の制度は、税制の仕組みに基づくというよりは単に配当に対する税制上の恩典であると解される傾向がある。しかもこの仕組みが一般に十分に理解されないまま、企業の資金調達面の必要から支払者側の調整措置として現行税制の基本的考え方とは矛盾する増資配当免税が実施された経緯があり、またその後配当軽課措置が追加されて今日の複雑な仕組みをつくり上げるにいたつてのこと、②経営と所有の分離、企業規模による競争力の格差等法人企業そのものの実態的活動が税制の基盤として強く意識され、このような傾向に基固して大法人よりも中小法人の負担を軽くする軽減税率制度が採用されるにいたつてのこと等は、前記のような法人税制の理論的構成にもかかわらず、税制の現実は法人税を企業独自の負担と考えざるをえないような方向に動いてきたことを示すものと認められよう。

b 今後の法人税の仕組みの方向

このようなわが国の法人税制の変せんのあとをかえりみると、ときに応じてその基本的考え方が動搖し、税制の基本がシャウプ勧告に基づく基本的考え方方に立つていたとはいえ、それ自体必ずしも明確な姿で存続してきた訳ではない。

税制の基本的考え方が不安定であることは企業や投資家にとつても好ましいことではないので、このような意味からも、今後の法人税のあり方について混乱と動搖のない仕組みをたとえ時間をかけても検討する必要が痛感される。

今後の法人税制の仕組みを検討するに当たつての基本的方向としては、これまでの混乱の原因が法人税をあまりに観念的にとらえすぎる傾向があつたことにかえりみ、むしろ法人税を企業独自の負担と考えるような社会的意識や税制の歩みを端的に認めつつ検討を加えることが望ましい。そのことがかえつて税制の仕組みを分りやすくするとともに社会、経済の実態に即応させるゆえんであると考えられる。このような見地から、今後のるべき法人税

の姿を長期的視野に立つて描くとすれば、やはり法人税は法人の独自の負担と認識し、企業の純利潤を株主の負担とは切りはなした企業独自の負担力の指標と考える傾向に沿つたものとして、次に述べるような方向を考えるのが適当であろう。

その際現行の税制の仕組みを一挙に改変することはあまりに衝撃が大きく、かえつて経済に混乱を招く結果ともなるので、たとえ理想的な税制の仕組みであつても、根本的改変については十分な議論を尽くし、企業や投資家の理解をえて実施に移す必要がある。そうでなければ、シャウプ勧告の法人税を株主所得税の前払いとするたてまえが企業にも投資家にも正しく理解されず、配当受取側における配当控除や益金不算入の制度が単に税制上の恩典としかみられなかつたようなこれまでの経験を再び繰り返すことに終わるであろう。

- ① 企業課税としての法人税は、現行制度と同じように利潤を課税標準とする方が適當である。
- ② 企業課税として純利潤を課税標準とする場合でも、次のような理由から税率は現行制度と同じように比例税率とすべきであろう。
 - (i) 累進税率は個人所得税に特有の平等の思想や限界効用の理論から生まれたものであるが、企業にはこれらの思想や理論は見当たらないようであること。
 - (ii) 応益負担の原則を企業課税としての法人税のうちで重視すれば比例税率で十分であること。
 - (iii) 企業の利潤は景気変動等の影響により変動することが多く、これに累進税率を適用することは企業間に著しい負担の不公平をもたらすおそれがあること（欠損の繰越し、繰戻しの制度もその意義を失なうおそれがある）。
- ③ また現在、企業の体質強化のためには内部留保の充実が重要な課題であると考えられるとき、支払配当のみを重視した法人税の仕組みを考慮することは多分に問題があろう。この点に関し、1965年のイギリスの企業税制の変革の経緯は十分検討するに値しよう。
- ④ 利潤に対する法人税を企業の負担として考える場合には次のような諸点について中立的ないし公平である必要があろう。
 - (i) 企業の拡張資金の源泉である増資と利益留保との間
 - (ii) 支払配当を通じて増資に頼りうる大企業と主として利益留保に拡張の

源泉を求める中小企業との間

(iii) 資本構成に差異のある企業間や現実に配当性向に差異がある企業間

なお、企業の資本調達のコストという観点から、利潤のうち支払配当を控除する方式を採用すべしとする要望があるが、たとえそれが一定率以下の支払配当であつても、上述の諸点にも問題があるので慎重に検討すべきであろう。

⑤ 法人税を企業独自の負担と考える場合の現実的な大きな問題は、現在株主側の特典と考えられている配当控除や配当益金不算入の制度の取扱いであるが、この問題は、まず第一にこれらの特典と身代りにどの程度法人税の税率が低くなるか、そしてその結果、企業の蓄積の促進によつて株主がどの程度利益を得るか、第二に親子会社間の配当については益金不算入制度を存続することによつてその影響はどの程度緩和されるか、第三にその他経過的に株主側の衝撃を緩和する方式にどのようなものがあるか等について慎重な検討を行ないつつ解決すべきであろう。

いずれにしても、混乱と動搖を重ねて到達したいわば過去のイギリス式(あるいは技術的にはシャウプ式)の配当控除と配当益金不算入制度による株主所得税的法人税と、ドイツ式の支払配当軽課法による企業税的法人税の混合的な現行税制のあり方は、多分に中途半端であるとともに複雑であり、容易に普通の企業の経営者や投資家の理解するところとならないので、われわれもまたこれを以上のような観点から根本的に見直す必要があると考える。しかしそれにはあくまでもこれまでの経験に徴し、無用の混乱を繰り返さないように、少なくとも普通の企業の経営者や投資家が理解する仕組みとなるまで時間を惜しんではならないと考える。

しかし、そのような根本的検討を経るまで企業課税についてたとえば自己資本充実や体質改善の方策をとらないことは適当でない。一方で企業課税の基本的仕組みについて根本的検討を加えながら、同時に当面の要請に応じて、将来の基本的仕組みと矛盾しない方向で自己資本の充実と体質改善のための有効適切な方策をとることを進めるべきであろう。このような見地から、技術革新の時代においては特に減価償却制度のあり方が重要であり、今後はその弾力化、合理化を図つて、負担の適正化を図ると同時に設備の更新と近代化の資金源泉として役立たせる必要があろう。

(3) 家計と企業に対する消費税その他の間接税等

イ 税体系中に占める間接税等の地位

現在わが国の税体系において、個別消費税を中心とする間接税等は直接税の補完税としての地位を占めており、その税収(専売納付金を含む)は国税収入総額の約42%(昭和41年度予算ベース)となつてゐる。ところで、間接税等の税収の所得弹性値が直接税に比して相対的に低いことは一般に認められているところであり、現行税制を維持する場合、国民経済の成長に伴い所得弹性値の高い直接税の比重が逐次高くなることは当然で、特に低位の所得から累進課税が始まる所得税が急激にその比重を高めて行くことは論をまたない。その結果、逆に間接税はかなり急速にその比重を低下していくものと認められる。

すでに所得税について述べたようにわが国の現実の所得水準や家計と企業における蓄積の低さから考えると、直接税特に所得税の比重があまり急速に上昇していくことには問題がある。もとより、いわゆる直間比率は各税ごとの適正な負担を求めた結果として算定されるものであつて、その比率を一定の水準に固定することを税制の目標とすべきものではないが、直接税と間接税等との間の所得弹性値の差異を認識し、かつ以下に述べる諸事情を考慮するときは、少なくともここ当分の間は税体系における間接税等の地位がほぼ現状程度にとどまるよう、一方では所得税を中心とする減税を行ないつつ、他方間接税等の負担の適正化を図つていくことが望ましい。

ロ 消費と貯蓄に対する租税のあり方からみた場合の間接税等

間接税等の中心を占める消費税は、課税物件の消費の背後にある担税力に着目してその消費に際して課税を行なうものであるが、その意味では間接税等の比重低下の傾向をそのまま放置することは、結果として国民経済総体の中における消費に対する課税の比重を軽減するに等しい。さらに、個々の家計に対する税負担の配分の問題としても、間接税等の負担は所得の支出がいかに行なわれるかによつて左右されるのであるが、一般的にみて家計における実質的な所得水準が上昇するにつれて、間接税等の家計消費に対する負担割合は減税をまたずして漸減する傾向がみられることにも注意すべきである。消費と貯蓄に対する税負担の影響を適正に配慮すべきことについては既に触れたが、国民経済の成長に伴つて意図せざる税負担の配分の変化が生ずる結果となるこれらの傾向についても十分考慮すべきであろう。

ハ 間接税等と企業

間接税等の中心を占める個別消費税は、最終消費者の担税力に着目して課税するものであるが、課税技術上課税物件の製造者等の企業を納税義務者として、最終消費者への転稼は価格を通じて行なわれるというたてまえがとられている。し

かしながら、企業間の過当競争等の事由で税負担の完全な転稼が行なわれないような事態も予想されるので、それぞれの間接税の、消費者への負担の転稼の状況、企業経営に対する影響についてその実情を把握するよう努力する必要がある。

なお、一般売上税の創設については、転稼の問題を含めて、物価に対する影響、競争条件の不利な企業への圧迫等多くの問題点があり、他面現行個別消費税体系には個々の課税物件の消費の背後にある担税力に照応した税負担を課すことができるという利点があるので、当面一般売上税の創設は予定しないこととするのが適当である。

ニ 間接税負担と所得水準、物価水準

間接税の中でも、従価税の課税物件と従量税、定額税の課税物件との間には、その税負担の変動と国民経済の成長との相関度について重要な差異がある。その基本的な原因は、従価税の課税物件の税負担は価格の上昇に比例して上昇し税負担率としては一定の水準を維持するのに対し、従量税の課税物件の税負担は価格の上昇にかかわらず定額にとどまるため税負担率としては低下することに求められる。また、たばこのように原価の上昇を価格に転稼させないでその価格を据え置く場合には、専売益金率の低下という形での意図せざる実質的な減税が逐年実施される結果となる。

従量税課税物件の価格変動は物件ごとに区々あることに注意する必要があり、また分類差等課税を採用している場合には、分類の異なる物品相互間の負担の変動をきめ細かく検討する必要があることはいうまでもないが、従量税の課税物件の税負担やたばこ消費者の負担する実質的税負担は、国民経済の伸長の裏に物価の上昇や原価の増大が存する限り、逐次その負担率が低下していく傾向を有するのであつて、この種の物件については、その税負担の転稼の状況を慎重に検討しつつ、従量税率や価格を定期的に実情に見合つたものに改定することを考えるべきであろう。

なお、このことはいわゆる定額税制度をとる諸税についても同様であり、印紙税及び登録税については、現行税率設定以来の経済事情の変化にかんがみ、その税負担が、現在の所得、物価水準に適合するものとなるよう税率の改定を行なうことが適当である。

ホ 道路整備財源に充てられている諸税

揮発油税、地方道路税等道路整備財源に充てられている諸税の負担については、道路財源を相当程度まで目的税によつてまかならることは応益負担、損傷負担

の観点から適当であるが、今後の道路財源の増加を直ちに揮発油税等の負担の増加と結びつけることには、税負担という面から限界があると認められるので、道路整備計画の改定に際しては、特定財源以外の財源の状況並びにこれら諸税の負担を総合的に勘案することが必要である。

3 景気調整政策その他経済政策と長期税制のあり方

(1) 景気調整政策と税制の関係

(イ) 現行のわが国の税制には、税収の高い弾力性を通じてかなりの自動安定作用があるものと認められることはすでに述べたとおりである。また、毎年度の税制改正においては、景気の見通しに応じ税率その他税制の仕組みを適宜変更することにより弾力的に景気調整機能を発揮するよう検討することも必要であろう。税制のもつこのような機能は、諸外国と同様最近の経済情勢の下において一層重視されるにいたつており、毎年度の税制改正においては、より積極的に景気対策的租税政策を講ずる必要を強くしているが、その都度立法措置を要する税法改正による方法は、必ずしも機動的に景気の動向に対応しえないといううらみがある。

したがつて、今後わが国経済の安定的成長を図るために税制面における景気調整機能を強化する場合には、たとえば一定の経済的変化が生じた場合、税制上機動的に景気調整措置を講じうるような弾力的な仕組みを税制にとり入れることを検討する必要がある。

(ロ) 景気調整政策との関連においては、特に法人税の仕組みについて考慮する必要がある。けだし法人税は経済水準の変化を敏感に反映する企業利潤に対する課税であり、企業の設備投資の消長がわが国経済の景気変動に強く影響した最近の経緯や、一般に経済の動向に機敏に反応する企業の態度からみて、法人税は景気調整に関して重要な機能を発揮することが期待されるからである。

このような観点から現行の制度をみると、法人税については景気調整政策との関係で再検討を要する問題がある。すなわち、法人税の延納制度は、利子税の率が常に一定（日歩2銭）とされているため、市中金利の動向との関係で景気過熱期には延納率の上昇がみられる反面、景気後退期には即納率の上昇となつて現われるという景気対策に逆行するような利用状況が示されており、また、合理化機械等の特別償却制度は、景気後退期には投資を刺激する効果がある反面、景気過熱期にはいたずらに投資刺激要因として作用するほか、税収の弾力性を小さくするという傾向がある。したがつて、法人税については毎年度景気の動向に応じて適宜の立法措置をとることのほかに、経済情勢の推移に伴う一定の指標の変化ないしは政策の変更に即応してすみやかに景気調整機能を発揮しうるよう、税

制上その仕組みにあらかじめ弾力性をもたせておくことが望ましく、このような意味において、さしあたり一定の条件の下に、法人税の延納制度に関し利子税の率を一定の幅の中で上下し、また、過熱期間中合理化機械の特別償却の縮小あるいは繰越しができるよう、法律上の根拠を明定する等の措置を講ずるほか、景気後退期においては特別償却制度の拡張等を図ることが適当と考えられる。

(2) 経済政策と税制との調和——租税特別措置のあり方

租税特別措置は、特定の政策目的を達成するための手段として租税の傾斜的誘引効果を期待しようとするものであつて、経済政策の一環としての意味をもつものであるが、その反面、負担の公平を阻害し租税の中立性を害する等の欠点を伴うことから、従来整理縮減の方向に進むべきものと指摘されている。以上のような租税特別措置に関する問題は、個々の経済政策の目的と税制の基本的な目的をいかに調和させるかということにほかならない。われわれとしては一方において税制の誘引機能を高く評価し、個々の政策目的との調和を図りつつ弾力的な措置を講じて行くべきものと考えるが、その場合強調されなければならないことは、経済政策の名の下に安易に税制を利用しようとする態度から同工異曲の特別措置を誘発して税制の大本をくずし、いたずらに税制を複雑化する結果を招くことのないよう厳に留意することである。このような観点から租税特別措置については、個々の政策目的の合理性の判定を厳格に行なうことはもちろん、特にその効果について不斷に検討を加えることにより制度の流動的改廃を行なうこととし、特別措置の既得権化ないしは慢性化を排除することが肝要である。

第3 長期税制の具体的方向

以上の検討結果に即して一応今後の具体的方向をとりまとめるところとおりである。これが実施に当たつては景気の動向並びに財政事情を勘案して弾力的に措置するものとする。

1 家 計

(1) 所 得 税

所得税については、当面の目標は現在の所得水準、物価水準を前提として次のとおりとする。

(イ) 課 稅 最 低 限

① 課税最低限は、住民税との関連を考慮し、基準的な生計費をある程度上回るところ、たとえば夫婦子3人の給与所得者で83万円程度(独身者の給与所得者32万円程度、夫婦子2人の給与所得者73万円程度)におくことを目途として、次のとおり引き上げる。

現 行		目 標	
基 础 控 除	14 万 円	单 身 世 带	16 万 円
配 偶 者 控 除	13 万 円	夫 婦 世 带	32 万 円
扶 養 控 除	6 万 円	3 人 世 带	40 万 円
		4 人 世 带 以上	世帯員1人 増えるごと に8万円を 加える。

なお、人的控除の対象となる世帯員の所得限度額を勤労所得については10万円(現行5万円)に引き上げる。

② 給与所得者の負担を特に軽減するため、給与所得控除を次のとおり大幅に引き上げる。

現 行		目 標
定額控除	4万円	10万円
20%適用	60万円まで	100万円まで
10%適用	80万円まで	—
最高限度額	18万円	30万円

(ロ) 特 別 の 控 除

① 障害者控除等の税額控除は、他の人的控除と同様に所得控除とするとともに、特に障害者控除、寡婦控除については、世帯員控除の倍額程度に引き上げる。

- ② 生命保険料控除、損害保険料控除等の所得控除を統合し、一定限度額以下で総括的に控除する特別支出控除を設ける。
- ③ 永年勤務して定年で退職した従業員の退職所得の課税最低限を500万円程度に引き上げることを目途として、退職所得の特別控除額を次のとおり大幅に引き上げる。

現 行	目 標
勤続年数 1年につき 5万円	勤続年数 10年まで
最低控除額 20万円	1年につき 5万円
	勤続年数 10年超 20年まで
	1年につき 10万円
	勤続年数 20年超 30年まで
	1年につき 20万円
	勤続年数 30年超
	1年につき 30万円
最低控除額	20万円

(iv) 税 率

将来における所得伸長の傾向と税負担の累進的増加とを調整するため、中堅所得者層以下の階層の税率適用所得階級区分の間隔差の幅を広げるとともに、高額所得者層に対して課税最低限、税率の改正の効果をできるだけ及ぼさないことを目途とする。

税 率	現 行	目 標
8.5%	10万円以下の金額	な し
10 ‰	30万円	50万円以下の金額
15 ‰	60万円	100万円
20 ‰	100万円	150万円
25 ‰	150万円	200万円
30 ‰	220万円	250万円
35 ‰	300万円	300万円
40 ‰	400万円	350万円
45 ‰	600万円	400万円
50 ‰	1,000万円	843万円
55 ‰	2,000万円	1,980万円
60 ‰	3,000万円	2,980万円

65 %	4,500万円以下の金額	4,480万円以下の金額
70 %	6,000万円	5,980万円
75 %	6,000万円超の金額	5,980万円超の金額

(ニ) 課 税 標 準

個人に帰属する所得はすべて総合してその担税力を端的に把握すべきであるから、利子所得、配当所得、山林所得及び退職所得の分離課税を廃止するとともに、課税標準の内容を整備する。

(ホ) 課 税 单 位

所得者単位をたてまえとする現行の課税方法を中心とするが、夫婦合算均分課税制度についても検討する。

(2) 相続税及び贈与税

相続税については、富の再分配機能を重視し、当面の検討の方向は次のとおりとする。

(イ) 課 税 最 低 限

課税最低限は、今後における家族構成の変化、各世帯の財産階層別分布の状況、遺産と所得との関連を考慮して、さらに検討するものとし、さしあたっては現行の水準を維持する。

(ロ) 税 率

税率は、財産階層別の遺産の増加状況等を配慮し、特に所得税の税率との関連を考慮しつつ検討する。

(ハ) 夫婦間における相続税の課税方式

夫婦間の財産継承に対する相続税及び贈与税の課税のあり方について実情に即して検討する。

2 企業——法人税

企業課税の中心的地位を占める法人税については、今後の検討の方向は次のとおりとする。

(1) 基本的仕組み

将来の法人税の基本的仕組みをできる限り経済の現実に適合するものに改めていくため、法人税を法人企業の独自の負担と考える法人利潤税方式の方向及びその方式のもたらす諸般の影響等について慎重に検討する。

(2) 負 担 水 準

基本的仕組みの確立には相当の検討期間が必要であり、この間においても企業の体質を強化する見地から減価償却制度等の課税所得計算の弾力化を図る。

(3) 景気調整措置

法人税の延納制度に関する利子税の率を一定の条件の下に一定の幅で上下し、また景気調整期間中合理化機械等の特別償却の縮小あるいは繰越しができるよう、法律上の根拠を明定する等の措置を講ずるほか、景気後退期においては特別償却の拡張等を図ることとする。

3 家計と企業に対する間接税等

間接税等については、所得税の負担軽減との関連をも考慮しつつ、当面の検討の方針は次のとおりとする。

(1) 基本的仕組み

売上税の創設は当面予定しないで現行の個別消費税を中心とする間接税体系を維持し、下記(2)及び(3)に掲げるものを除き、当面現行程度の税負担を維持することを原則とするが、従量税体系によるものについては、所得、物価水準の動向に応じて、適宜その税負担の調整を図ることを検討する。

(2) 撥発油税等

撲発油税その他道路整備財源に充てられている諸税については、税負担の面からの考慮を加えつつ、道路整備計画の改定と合わせて検討する。

(3) 印紙税及び登録税

印紙税及び登録税については、その税負担が最近の所得、物価水準に適合するものとなるよう、税率改定を行なう。

(4) たばこ専売益金

専売物資であるたばこについては、たばこ消費者の実質的税負担が他の間接諸税と均衡のとれたものとなるよう価格改定を行なうことを検討する。

4 税負担率の水準

税負担率の大きさはそれ自体が固有的な目標であるのではなく、直接税、間接税を通ずる個々の税制のあり方が基本である。税負担率はその反映として算出されるものであるが、以上のような国税についての具体的方向の趣旨と以下に述べる地方税の動向を前提とすれば、国民所得に対する税負担率は、新長期経済計画の最終年度においては景気の回復とあいまつて現在の水準よりおおむね2%程度上昇するものと予想される。

第4 地方税に関する長期税制

地方税に関する長期税制のあり方を考えるに当たつては、単に税制の面にとどまらず、国と地方団体がそれぞれ分担する事務の総量とその財政需要、国と地方団体を通ずる財政制度のあり方等との関連をも考慮することが必要であるが、当調査会としては、一応現行の地方行財政制度を基本としてその審議を進めることとし、地方税の総量、地方税のあり方等については、およそ次の諸点に留意すべきであると考える。

1 地方税源の充実

- (1) 地方税の総量はいかにあるべきか、地方歳入中に占める地方税の割合がどの程度のものであるべきかは、国と地方団体の分担する事務の総量等とも関連し、必ずしも一義的に決めるることは困難である。しかし、住民生活に密接した地方行政が地方団体の責任において円滑に行なわれ、住民の付託にこたえることのできるようになるためには、地方行政の遂行に必要な財源は、できる限り住民が地方団体に対して直接負担する地方税によることが望ましい。この点からみて、地方財政についてその健全化、効率化を進める一方、地方税源の充実を図る必要があると考えられる。この場合においては、すでに「今後におけるわが国の社会、経済の進展に即応する基本的な租税制度のあり方についての答申」において述べられている方向に沿つて今後さらにその検討を進めることが必要であると認められる。
- (2) 人口の集中等に伴い、街路、環境衛生施設等の都市施設の整備が急務となつてゐる。特に大都市においては、都市再開発等を推進するための財政需要が著しく増加しているので、その事務配分とも関連して、税制その他の財源の充実について具体的に検討を進めることとすべきである。

2 住民税

- (1) 住民税は、地方団体における基幹的税目として重要な地位を占めるものであるので、所得税と住民税とを通ずる総合負担を考慮して適切な税源配分を検討することが必要である。
- (2) 住民税は、所得税と同じく所得に対して課する税であるが、所得税と異なり地域社会の費用をその住民がその能力に応じて広く負担する性格をもつてゐる税である。したがつて、住民税は、所得税に比較してより広い範囲の納税義務者がその負担を分かちあうべき性格のものであるので、その課税最低限は、所得税の課税最低限と異なるべきものであると認められる。

しかし、住民税の課税最低限についても国民生活水準の推移等に応じて地方財政の状況を考慮し、その引上げを検討することが必要であると考えられる。

- (3) 均等割については、昭和26年度からその税率が据え置かれてきているが、経済の

動向、住民税の課税最低限の推移等とも関連し、適宜税率の調整を図ることが適當であると認められる。

3 固定資産税

(1) 固定資産税については、昭和41年度から新たな土地に対する負担調整措置が講ぜられたことでもあり、当面この調整措置による税負担の均衡化を進めることが適當である。しかし、将来の問題としては、土地価格の推移、負担調整に伴う税負担と国民経済や国民所得の動向との関連、国税と地方税を通ずる税体系中に占める固定資産税の地位等を勘案して、税率、免税点等についても検討すべきである。

また、固定資産税に基礎控除制度を導入し、累進税率とすることは、固定資産税の性格からみて適當でない。

(2) 農地については、その税負担を据え置くこととされているが、都市周辺の宅地介在農地については、税負担の均衡を確保するよう検討することが適當である。

4 事業税

(1) 事業税は、事業がその活動を行なうに当たつては地方団体の各種の施設を利用し、その他の行政サービスの提供を受けていることから、これに必要な経費を分担すべきであるという考え方に基づいて課税されるものであるので、その負担については、事業の規模ないし活動量あるいは収益活動を通じて実現される担税力を測定することができる基準を課税標準として定められることが望ましいと考えられる。したがつて、事業税の課税標準については、現行の所得金額のほかに付加価値要素を導入することが適當であると考えられる。しかし、個人については、一般にその記帳能力も乏しく、企業基盤も脆弱であると認められるので、その課税標準は、所得金額とすることが適當である。

(2) 事業税の課税標準に付加価値要素を導入する場合においては、各企業の負担に変動を生ずることとなるので、その実施に当たつて適切な配慮をする必要のあることはもとより、その実施の時期については、さらに引き続き検討することが必要であると認められる。

5 地方道路税源

(1) 地方団体における道路に関する財政需要の増大する動向にかんがみ、地方道路事業の円滑な遂行を期するためには、地方道路税源の充実強化を図る必要があると認められる。

(2) 現在地方道路税源としては都道府県の課する軽油引取税と国が都道府県（指定市を含む。）に譲与する地方道路譲与税及び石油ガス譲与税がある。そこで地方道路税源の強化については、(イ)軽油引取税等地方道路税源の増加、(ロ)地方団体の道路目的

財源の割合、(ハ)市町村に対する道路税源の付与につき引き続き検討する必要がある。

6 そ の 他

(1) 地方税における非課税軽減等の措置には、地方税において独自に定められているものと国の租税特別措置がそのまま自動的に地方税に影響して非課税、軽減等の措置が講ぜられることとなるものがある。これらの非課税、軽減等の措置は、一般に地方税については特に地域内の負担の公平を図る必要から、できる限りその整理合理化を図るべきであり、特に国の租税特別措置が自動的に地方税に影響することは回避することとすべきである。

(2) 消防力の現況にかんがみ、科学消防力の強化をはじめとする消防施設の整備を図るため、消防に要する費用の財源の充実を図る必要があると認められるが、これが税制上の措置については、なお今後引き続き検討を進めるものとする。

なお、国民健康保険税のあり方については、各種社会保険制度のあり方とも関連する問題であるが、負担の現状にかんがみ、軽減あるいは合理化等その適正化について引き続き検討する必要がある。

昭和41年12月

税制簡素化についての第一次答申

税制調査会

税制調査会委員名簿

本答申の審議に参加した委員、特別委員、専門委員等は次のとおりである。

委 員	秋 山 ち え 子	井 深 大
	稻 川 宮 雄	稻 葉 秀 三 郎
	岩 佐 凱 実	圓 城 寺 次 吾 郎
	小 倉 武 一	大 木 正 一 吾 郎
	荻 田 保 一	金 木 佐 和 夫 康 郎
	木 村 元 一	木 児 下 忠 一 助 郎
	小 林 与 三 次	林 高 玉 進 太 精 広
	河 野 一 之 郎	橋 進 太 精 広
	館 德 次 重 之 郎	東 野 畑 中 精 広
	長 谷 次 重 之 郎	野 林 畑 中 精 広
	福 谷 周 三 隆 也	藤 松 湊 和 鈴 嘉 一
	良 谷 俊 順 博 豊 郎	松 渥 番 伊 信 一
	堀 越 積 稔 還 還	宮 昌 外 脩 一
	松 宮 昌 也	森 昌 一 雄 郎
特別委員	後 藤 博 豊 郎	後 藤 春 竹 一
	田 中 豊 郎	田 中 嘉 一
専門委員	明 里 長 太 郎	明 里 東 内 田 昌 英
	稻 葉 洲 還 還	稟 原 黒 斎 竹 五 郎
	栗 原 安 寿 將 夫	佐 藤 千 益 井 助
	佐 村 主 久 郎	播 前 田 四 郎
	村 播 久 郎	肇 味 村 治
官庁関係	早 田 肇	

目 次

第 1 税制複雑化の原因とその弊害	38
第 2 税制簡素化の基本的方向	40
第 3 税制簡素化のための具体的措置	42
一 国 稅	42
I 直 接 税 関 係	42
1 記帳手続の簡略化	42
2 申告手続の簡略化	46
3 納税手続の簡略化	49
4 税法、通達の構成の平明化	50
II 間 接 税 関 係	51
1 承認事項の縮小又は合理化	51
2 承認申請、申告等の手続の簡略化	52
3 納税申告書に添付する書類の省略	52
4 その他の仕組みの簡略化	53
5 印紙税及び登録税の簡素合理化	53
III そ の 他	54
二 地 方 稅	54
1 申告手続の簡略化	54
2 納付手続の簡略化	56
3 申告書等の様式の統一	57

税制簡素化特別部会は税制簡素化に関する問題点を検討するため税制調査会の下に設けられ、5月20日に第1回の会合を開いて以来9月8日までに6回にわたり審議を重ねた。

また、この間において税制簡素化に関する具体的な事項についての審議を行なうため税制簡素化専門小委員会を設け、7月22日に第1回の会合を開いて以来9月8日までに6回にわたり専門的な検討を行なつた。

税制簡素化の問題は、そのすべてを短期間に審議し、その解決を図るには、あまりに広い範囲と深い内容をもつており、したがつて税制簡素化の目的も一朝一夕に達成できるものではないが、当部会は、上記の期間内にできる限り広い範囲にわたつて審議を行なつた結果、さしあたり次に報告するような事項に重点を置いて、なるべく早い機会に簡素化を実施することが適當であると認めた。その概要は、次のとおりであるが、これらのうちには、納税者の税負担の変化をもたらすもの、税務の事務機構の流れを改めるもの等、単に計算、手続等の改変だけでなく、納税者、税務当局その他への影響がかなりあると認められるものも含まれているので、これらの点の細部については、今後さらにこの答申の趣旨に沿つて検討を加える必要があると考える。

第1 税制複雑化の原因とその弊害

- 1 税制は複雑で難解であるという批判や非難は日常しばしば耳にするところであつて、税法の表現の平明化とともに、その精密な計算規定や煩さな手続の簡略化を望む声は、従来から納税者の間に極めて強い。限られた人員をもつて事務量の増大に対処する必要がありますます強くしつつある現状においては、税制の簡素化は、単に企業の生産性の向上のみならず、税務行政の適正化、効率化を図る上においても、真摯に検討を要する重要な問題といわなければならない。今日、税務当局部内においても税制簡素化の必要性が従来になく強調され、民間各界においてもその具体的方途について真剣に議論が展開されている。この機会を捉えて税制の簡素化を強力に推進しなければ、税制は経済社会事象の複雑化につれてさらに複雑化の途をたどり、ますます一般納税者の理解を離れ、その弊害の長ずるところ納税意欲の減退に導くことは想像に難くない。
- 2 税制を簡素にし、税法を平易にしようとする努力は従来しばしば試みられてきたが、ややもすれば税制のもつ複雑化の要因は、このような努力を上回る強い力となつて働き、所期の成果の達成を頑強に妨げてきたといえよう。したがつて、税制簡素化の基本的方向を打ち立てるに当たつては、何よりも税制の複雑化を招いた原因なり背景なりについて確たる認識をもつことが肝要である。

税制の複雑化の原因を求める背景を探れば、複雑化の根ざすところは極めて深く、かつまた多岐にわたり、その周辺もはなはだ広いもののように思われるが、その主なものをあげればおよそ次の二つの要因に概括することができよう。

すなわち第一は社会的な要因である。

税制が社会経済事象を基盤とするものである以上、社会経済事象の絶えざる変動と複雑化について、税制が複雑化することはいわば宿命的な傾向といわなければならぬが、さらに経済的な誘引措置としての税制の役割に対する期待の増大が、税制を一層複雑にしてきたことは明らかである。

また、わが国においては、異議申立てや税務訴訟にまで訴えて個別的事情に即した問題の解決を図ろうとしない納税者の慣習が、もっぱら税法通達にそのよりどころを求ることとなり、これが税務当局の画一的な基準や精密な規定を生むという傾向が看取される。

第二の要因は、税制の立案とその執行の態度から生じたものといえる。

社会経済事象の複雑化とともに細密化する税法は、戦後一般に法令の規定が細密化する傾向について、特に明確性を求める見地から、条理上当然のことと思われるものでも微細に規定する風潮を強くし、さらにいわゆる抜け穴防止のための規定が数多く

設けられるにいたつて、毎年のように税制改正が行なわれることとも関連し、逐年複雑化の様相を濃くしてきた。このほか、多数の事案を公平に処理しようとする態度が、ややもすれば課税所得等の画一的取扱いに結びつきがちであつたため、課税所得概念等については社会常識や企業の会計慣行によるべき点が多いにもかかわらず、必ずしも社会の実態に即さないと思われる独特の概念を生み、また税制の執行においても、画一性を追うあまり個別的事情を疎外し、弾力的な処理ができなくなつているという事情が税制複雑化の印象を一層強めているものと思われる。これに関連して、企業会計における損益法の進歩に対応して期間損益に関する税務調査が複雑化してきたことも、その要因の一つとして指摘しておく必要があるであろう。

3 以上のような原因と背景をもつて税制が複雑化してきたことは、それなりに理由もあり、多くの利点をもつていていることも否定できないところである。ただ単に税制複雑化の現状をあげて、社会経済構造の複雑化、租税特別措置の拡充等の要因を顧みることなく、一方的にこれを論難し、あるいはまた、税法の規定の精密化を指摘して、企業会計との間に相互の進歩向上のために果たしてきた役割を評価することなく、一概にその非を鳴らすことは、必ずしも今後の簡素化の方向を正しく導くゆえんではなかろう。

しかしながら、税制の複雑化の程度がすぎれば、税制はその果たすべき役割や利点をこえて、より多くの弊害を生ずることになる。すなわち、税制複雑化の弊害としては、煩雑な納税手続は、納税者の生産性の向上の妨げとなり、また税制は複雑難解であるというあきらめが納税者に生ずれば、納税協力意欲はおのずから減退するであろう。さらに、税制が複雑であれば納税者のみならず税務職員も法令通達に習熟することが困難となり、さらに課税所得を画一的に取り扱おうとする税制の態度が、期間損益等について企業の会計慣行との不一致を生ぜしめていることも加わって、納税者及び税務当局双方の事務負担の増大を招き、税務職員は形式的な否認事項の指摘に追われ真の不正事実摘発のための調査能力を減殺し、ひいては課税の実質的公平の維持に支障をきたすというようなことが生じてくる。このような弊害は、すべて国民経済的にも大きな損失といわなければならない。この際税制の簡素化を推進する必要はここに存する。

第2 税制簡素化の基本的方向

以上のような税制複雑化の弊害を是正し、その簡素化を図ることは、複雑化の背景と原因が非常に根深く多岐にわたつてることからみて必ずしも容易なことではなく、また、長い過程を経て累積されてきたものであるだけに、短時間にこれを達成することも困難であろう。したがつて税制の簡素化には不斷の努力を傾注することが必要であり、このような考え方に基づいて簡素化を推進するに当たつては、前記のような複雑化の原因と弊害についての確たる認識のうえにあらかじめ一つの基本的方向を定め、眞の納税者の協力と適切な税務執行とあいまつて、簡素化を強く推進してゆくという態度が肝要である。このような基本的方向なくして単に個別的技術的に現行の法令の一部の簡素化を行なうにとどまるときは、毎年各方面から殺到する税制に関する各種の要望によつて、断片的な簡素化の事績はたちまち押し流されてしまうことになるであろう。

このような意味において、税制簡素化の基本的方向としては次のような点を重視すべきものと考える。

1 税制の簡素化に当たつては、納税者の便宜を優先的に考慮し、全般的な視野から均衡のある簡素化を図る必要がある。

すなわち、納税の便宜は、常に税制上の重要な指針であるべきで、簡素化に当たつてもこれが基本的な観点を形成すべきことはいうまでもなかろう。納税者の利便を増進することが納税協力意欲を高め、同時にまた、税務当局の事務の簡素化につながることも明らかである。したがつて、法令の簡素平明化が通達の複雑化を招き、あるいは税務当局の事務の簡略化が納税者に余計な手続や負担を課すような事態を生ずることは絶対に避けるべきであり、また、それぞれの税目につき個々に簡素化を検討するにとどまらず、たとえば国税と地方税との間において、双方の納税義務者たる国民の便宜を考慮し、その申告や納付手続等に関する調整を図る等広い視野に立つて簡素化を進めるという心構えが肝要である。

2 簡素化のためには、現行税制の理論の精密さあるいは税法独特の規制について、ある程度これを緩和するという態度が必要である。

すなわち、現行税制の基盤にはそれ相応の精密な理論があり、また特殊な場合には税法独特的規制を必要とする面もあるが、複雑化のもたらす利点と欠陥とを十分彼此秤量し、欠陥が大きいと認められる場合にはより簡便な他の仕組みを工夫する等、精密性や独特的規制を緩和するもやむをえないという勇断が望まれる。もとより、課税の公平の維持等税制の大本を崩すことはできないが、現行の場合に比べてより個別性を加味することが必要な仕組みもあれば、一方逆に概括性を取り入れる必要のある仕組みもあり、このような探求をすることが税務行政の適正円滑を期するゆえんである。

る。このような観点から、もつばら税務上の要請に基づく独特の制度はできる限りこれを縮小整理することとし、社会の一般常識、企業の健全な会計慣行によりうる事項については、極力これを基礎として税制を組み立てるべきである。

3 税制の簡素化は、できる限り税負担の変動や財政上の影響の少ない方向で検討する必要がある。

これまで簡素化を妨げてきた要因の一つは、簡素化案の内容いかんによつては納税者側の税負担の変動と政府側の税収上の影響とが伴うことのあることがあげられる。国民経済上の無駄を少なくし経済の生産性を高めるような簡素化案ならばこれらの変動ないし影響は、簡素化の大きな利点によつて打ち消されることになるであろうから、これを恐れるのあまり適切な簡素化を進めるこことを躊躇することは適當ではない。しかし、これまでの経緯から考へても、また簡素化は税負担の変動や税収の異動をもたらすことが目的ではないことからも、若干の変動や異動は大きな目的をもつ簡素化の付隨的現象として許容する必要はあるとしても、工夫をこらして税負担の変動や税収上の影響を避けることができる簡素化案を作成する必要がある。減税や増税の意図をもつて簡素化の実行を考えることはあまりにも安易にすぎるように思われる。

第3 税制簡素化のための具体的措置

一 国 稅

簡素化は、国税のみならず地方税をも含め、さらに、国税のうちでも所得税や法人税のように広範囲の納税者をもつ直接税のような税目から、酒税等のように特殊な範囲の納税者をもつ間接税のような税目までを含めて、広い角度から検討する必要がある。しかしながら、直接税と間接税とでは共通点もあるが、本質的に租税の仕組みが異なつているので、簡素化の方途を検討するに当たつては、それぞれ特別な配慮を加える必要がある。

I 直接税関係

1 記帳手続の簡略化

税法による納税手続は、まず取引や資産の受入れあるいは売却等についての帳簿の記載から始まる。現在、税法は記帳の義務あるいは記帳の慣行のある企業ないし事業所得者とそうでないものとの両者について、それぞれどうすれば適正な課税所得計算ができるかという点でいろいろ苦心を払つているが、これまでの税務執行の経験等に顧み、これらの納税者の態様に応じて次のような簡素化を図る必要がある。

(1) 企業ないし事業所得者

取引等の帳簿記録は、本来税法ないし納税のためよりも、企業ないし事業の経営のために、その記帳能力等に応じて適正に行なわれるべきものであつて、基本的には、課税所得の計算も、企業ないし事業の経営のために商法や企業会計の適正な慣行に基づいて行なわれる企業利益ないし事業所得に関する記帳から直ちに行なえるようにすべきであり、もし税法によつて企業利益ないし事業所得について特別な修正を加える必要がある場合には、記帳の強制ではなく、申告調整という形で修正を加えることが適當である。

このような観点から見るとときは、企業利益と課税所得との間に差異があることは好ましいことではなく、税法は、特別な政策的考慮に基づくときであつても、できる限りその仕組みを考えて適正な企業利益の計算を妨げないこととするとともに、負担の公平という角度からややもすれば画一的に取り扱いがちの課税所得の計算についても、適正な企業会計の慣行を奨励する見地から、客観的に計算ができ、納税者と税務当局との間の紛争が避けられると認められる場合には、幅広い計算原理を認めることを明らかにすべきである。

(ア) 青色申告制度の簡素化

シヤウプ勧告によつて青色申告制度が導入されてから既に20年近く、そ

の果たした役割は極めて大きいが、まだまだ青色申告でない納税者が数多くみられる。それには種々複雑な原因があるが、税制の上でもまた税務執行の上でもすべての納税者が青色申告者となることが理想であり、これが、現行制度の簡素化を導くものと考えられる。

現在、個人の青色申告者の備えつける帳簿書類は、複式簿記を原則としながら、業種、規模等によりいわゆる簡易簿記によるものも認めることとされている。しかしながら、現在の小規模事業者のうちには時間的な余裕がないことや経理に疎いこと等の理由から、この簡易簿記ですらなじめない事情にある者がなお相当数見受けられる。個人の小規模事業者について適正な記帳の慣行を奨励し、かつ、税務調査上のトラブルをなくすため、これらの者については、現在の簡易簿記よりもさらに記載方法を簡略化した帳簿を備え付けておけば青色申告者として取り扱うような措置を講ずるとともに、簡易簿記による帳簿で足りることとされている卸売業等の所得金額の限度（100万円未満）を引き上げることが適當である。

(イ) 小規模な個人事業所得者の現金主義による所得計算

所得税の課税所得は、原則として権利確定主義によつて計算することとされているが、小規模な個人事業所得者のうちにはこれによつて所得を計算することになじまない者が多く、これらの者は、自己の事業所得をみずから正確に計算できない現状にあるので、別途小規模な青色申告者の帳簿書類の簡素化とあいまつて、所得のは握を阻害しない範囲において、一定の条件の下に現金主義によつて所得を計算しうる便法を認めることについて検討することが望ましい。

(ウ) 課税所得の計算の弾力化——商法、企業の会計慣行等との開差の縮小

税法、通達の規制の下に計算される課税所得と商法、企業の会計慣行等に基づいて算定される企業利益との間に開差を生じていることに由来する税制及び税務調査上の複雑さを減少させるため、税法の課税所得の計算は、できる限り商法や企業の会計慣行等との間に差異を生じないよう、次のような措置を検討することが必要である。

(ア) 所得計算の基本規定

課税所得は、本来、税法、通達という一連の別個の体系のみによつて構成されるものではなく、税法以前の概念や原理を前提としているといわねばならない。絶えず流動する社会経済事象を反映する課税所得については、税法独自の規制の加えられるべき分野が存在することも当然である

が、税法において完結的にこれを規制するよりも、適切に運用されている会計慣行にゆだねることの方がより適當と思われる部分が相当多い。このような観点を明らかにするため、税法において課税所得は、納税者たる企業が継続して適用する健全な会計慣行によつて計算する旨の基本規定を設けるとともに、税法においては、企業会計に関する計算原理規定は除外して、必要最小限度の税法独自の計算原理を規定することが適當である。

なお、これと関連して、納税者が事前に定めた会計処理手続について税務当局に確認を求め、これによる会計処理は税務調査上是認されることとすることによつて、できる限り調査上の問題を少なくする方法を研究すべきである。

(b) 期間損益計算

課税所得と企業利益との開差は、(a)の基本規定の創設によつて解決されると思われるが、さらに分析すればその間差の原因の多くは期間損益に関する事項である。たとえば、企業としては、付随収入である社宅家賃等はその支払いを受ける時の収入とし、また、消耗品、前払費用等はその支出をする時の費用に計上する経理処理を行なつてゐることが多いが、これらについて厳密な期間計算を行なつて税務上別個の計算を行なう実益を捨ててもさして弊害もないと思われるので、企業におけるこれら期間損益の処理を大幅に是認することとすべきである。

(c) 原価差額の調整

原価差額の調整の問題も企業経理と税務処理のうえに複雑な様相を加えているが、これを解決するためには、企業の適正な原価計算制度を認める方式を税制に取り入れる等大幅に原価差額調整の手数の緩和を図る必要がある。

(d) 固定資産の取得価額

固定資産の取得価額には、その資産を事業の用に共するために直接要した費用の額を算入することとされているが、この費用のなかには他の資産の費用と共通的なものもあつて、その区分計算に著しい手数を要する面があるので、これを簡素化するとともに、工業所有権等の出願関係費用についてもその資産計上の基準額を設けることについて検討すべきである。

(e) 減価償却資産の償却範囲額の計算

減価償却資産の償却範囲額について企業の償却計算ができる限り基礎とする方向で、次のような措置を講ずることが望ましい。

- ① 減価償却資産の耐用年数の短縮及び増加償却の承認に当たつては、企業の個別的事情をしんしやすくし易くして、その事務を弾力的に行うこと。
- ② 事業年度中に取得された資産については、原則としてその取得後の期間に対応する償却範囲額の精密な計算が求められているが、この計算を簡単にするため、事業年度中の取得資産はその年度の中央において取得されたものとみなすいわゆるハーフ・イヤー・コンベンションの基準を広く取り入れること。
- ③ 青色申告法人にのみ認められている優却不足額の3年繰越しの制度は、現行の償却範囲額の計算をかなり複雑化していると認められるほか、規則的な償却を前提とする企業の償却計算をゆがめることとなるので、特別償却制度にかかわるもの除き、これを廃止する方向をとること。
- ④ 現行の償却範囲額は資産の種類ごとに、かつ、耐用年数及び償却の方法の異なるごとに一括されているが、これが償却範囲額の計算を複雑にしているので、たとえばその通算の範囲を償却資産の管理単位に限定すること。

(f) 少額多量資産

現在、減価償却資産及び繰延資産について、資産計上の基準（1個又は1組3万円以上）に満たないものであつても、企業の業務の固有の必要性に基づき大量に保有されるものは、資産に計上しなければならないとされているが、個々の資産がその対象資産に該当するかどうかの範囲が明確でないことから紛争が多い。これを解消するためには、その範囲を具体的に明示することが必要であると思われるが、さらに少額多量資産の計上は企業の業務にとつて基本的に重要なものに限ることも検討すべきである。

(g) 総合償却法による減価償却資産の除却価額

総合償却法による減価償却資産の除却価額は、その個々の取得価額の5%とされて、理論的であるが、企業の会計処理と異なるし、個別償却法による計算も困難であるから、平均的に配賦される価額による検討することが適当である。

(h) 営業権の償却

税法は営業権の償却期間を10年としているが、商法はのれんの償却につき、一時償却を認めるほか、資産として計上したものは5年均等額以上の償却をすべきものと規定しているので、商法上ののれんに当たる営業権

の償却期間を 5 年に改めるとともに、一時の償却を認めることについて検討すべきである。

(i) 繰延資産の償却

税法上の繰延資産のうち商法が規定しているものについて税法上償却の方式が異なる点は、商法に一致するよう改めるべきであるし、また、商法が規定していないものについても、資産性のあるものに限定して資産に計上するよう整理することが適當である。

(j) 割賦販売

現行税法は、割賦販売基準の適用を認める割賦販売の条件を細かく規定しているが、その内容については一般の会計慣行によつて規制することが適當と認められる。

(2) 企業、事業所得者以外の納税者

企業や事業所得者は、商法等によつて記帳の義務のあるものが多く、あるいはその義務がなくとも、業務の遂行上記帳の慣行をもつているのが普通であるから、税制としては、上述のように、できる限りその記帳に基礎を置くことによつて簡素化を実現することが適當である。一方、記帳の必要がない他の納税者について、税制の簡素化を行なうためには、後述するように、申告や納税の手続においてできる限り手数を省くとともに、過去の資料が課税所得の計算上必要とされる税制の仕組みについても、なるべく容易に納税者が入手できるものを基礎とすることが適當である。

たとえば、現在、個人の譲渡所得の課税に当たつては、昭和 27 年 12 月 31 日以前に取得した資産の取得価額は、昭和 28 年 1 月 1 日における資産の相続税評価額によることとされているが、この相続税評価額は、結局税務当局に照会しなければ納税者は知ることができないため、納税者みずから譲渡所得の計算を行ないえないという欠陥がある。また、昭和 28 年以後に取得した資産であつても、資産の取得後かなりの期間を経過しているものについては、取得価額等の計算が困難である事例が多い。

そこで、たとえば固定資産税の現評価額を基礎として取得価額を計算する等の方法により、納税者みずからが容易に自己の譲渡所得を申告することが選択できるような措置を講ずることについて検討する必要がある。

2 申告手続の簡略化

納税者が課税標準や税額の申告に当たつてやらなければならない課税所得の計算や申告手続については、税法上詳細に要求されているが、その計算の仕組みが

複雑、難解であれば、納税者がみずから正確にこれを計算することができなくなるので、課税所得の計算については、その制度本来の趣旨を没却せず、また、恣意的な運用によつて公平性が害されない範囲においてこれを簡略化し、さらに、申告やこれに付随した手続についてもできる限り簡易にするため、次のような措置を講ずる必要がある。

(1) 所得税の税額控除

現行の所得税においては、基礎控除、配偶者控除、扶養控除等については所得控除を、障害者控除、寡婦控除等については税額控除を採用しているが、税額控除制度が容易に理解されないことや計算を複雑化していることを考慮して、現在税額控除とされているものを極力所得控除とすることが望ましい。

なお、税額控除を所得控除とする場合には、確定申告書の提出の要否の判定についても、できる限りこれらの控除を適用したところでその判定を行なうことが適当である。

(2) 青色専従者給与

青色専従者給与には、一定の金額限度のほかに青色専従者給与を控除する前の所得金額に基づく限度が設けられている。この制度は、事業規模を表現する所得金額と青色専従者給与との関連を一定の方式によつて概括的に判断しようとするものであるが、1年間の所得が確定してから給与の額がさかのぼつて制限されるという複雑さを排除することを検討する必要がある。

なお、青色専従者給与と配偶者控除又は扶養控除との重複控除を排除する現行の制度は、理論的にすぎると考えられるので、青色専従者給与と配偶者控除又は扶養控除とのいずれかを選択できる方法を検討する必要がある。

(3) 資産所得の合算課税制度

現行の所得税においては、資産所得の名義分割による税負担の不当な軽減を防止するため、高額所得者の世帯員の資産所得を主たる所得者に合算する制度を設けている。

この資産所得の合算課税は、その計算方法等が複雑にすぎるくらいがあるので、これをできる限り簡素化する方向で検討する必要がある。

(4) 支払調書の提出限度

支払調書については、現在、利子、配当、保険金等特定のものを除き、支払金額の大小を問わず提出義務を課すこととされているが、別途特定の報酬、料金等に対する源泉徴収について基礎控除制度を採用することとあいまつて、その内容に応じ、支払金額が一定限度額以下の場合には提出を省略するよう検討

する必要がある。

(5) 法人税の中間申告

年1回決算法人の法人税の中間申告は、現在その納付税額が2万5千円以下である場合には申告を要しないこととされているが、さらに申告手続を簡略化するため、その限度を引き上げることが適当である。なお、6カ月決算法人がその事業年度ごとの決算に税務申告上の調整を加え、関係書類を整備する事務が相当の日時を要している事情に対して、2事業年度を通じた税務上のみなし事業年度制度を採用することによつて、申告手続を年1回に簡略化しうる方法を検討することが適当である。

(6) 法人税申告書の自署押印

法人税申告書には代表権のある者の自署押印が要求されている。これは、申告納税制度の下における法人の代表者の責任を明らかにする趣旨のものであろうが、一般に署名の慣習がないため煩雑さのみが意識されるので、法人税申告書も記名押印で足りることとすべきである。

(7) 法人の受取配当金の負債利子控除

現在、法人の受取配当金は益金不算入とされているが、この場合その受取配当金に対応する支払利子は控除されている。しかし、その支払利子の区分及び計算に要する手数が煩るので、一定の形式基準たとえば当該法人の過去の特定期間の実績割合により計算する方法を採用することが適当である。

(8) 貸倒引当金

貸倒引当金の繰入限度額の計算をする場合の基礎となる貸金は、その債務者からの買掛金等の額を控除したものとされているが、多数の取引先別にこの相殺計算をすることはかなりの手数を要するので、これらの控除をする前の貸金を基礎とする方法の採用を検討すべきである。

(9) 価格変動準備金

現行の価格変動準備金の繰入限度額の計算には、一般的な卸資産と価格変動の著しい物品との間で繰入率が異なること等のため、複雑な点があると認められるので、その簡素化につき検討すべきである。

(10) 海外市場開拓準備金

海外市場開拓準備金の取崩しに当たり、特定海外費用の額を基準とする方式は、各種の費用のなかからこれを抽出する手数を要するにもかかわらず、これによる取崩し額が現実には稀れにしか生じないと認められるので、この際廃止することが適当である。

(11) 適格退職年金契約の承認

適格退職年金契約の承認制度は、最近事務量の増大が訴えられているが、承認要件の緩和、自動承認制の採用等によりその解決が図られるべきである。

(12) 申告書の添付書類

申告書に添付する証明書類、計算書類等はできる限り省略することが望ましく、特に、下記のものについては、十分配慮する必要がある。

(ア) 海外取引等がある場合の特別償却の輸出証明書

(イ) 割賦販売、延払条件付譲渡等の場合の計算明細書

(ウ) 寄付金の特例対象である試験研究法人であることの証明書

(13) 相続税の納付税額の計算

各相続人及び受遺者の納付すべき相続税額は、相続税の総額を各相続人又は受遺者の実際の取得財産の価額から取得財産に係る基礎控除額（各相続人100万円、受遺者40万円）を控除した額によりあん分計算することとされているが、この納付税額の計算を簡素化するため、相続税の総額を各相続人又は受遺者の実際の取得財産の価額によりあん分計算することとし、取得財産からの控除は行なわないこととすることが望ましい。

3 納税手続の簡略化

納税者の納税手続についても、納税者、税務当局双方の手数省略の見地から、適正な納税を阻害しない範囲においてその簡略化を図るため、次のような措置を講ずる必要がある。

(1) 所得税の予定納税

所得税の予定納税については、予定納税基準額が1万2千円未満である場合にはその納付を要しないこととされているが、納税手続をできる限り簡略にする見地から、確定申告の際の円滑な納税との関連を考慮しながら、この限度額を引き上げることが望ましい。

(2) 所得税の確定申告税額の延納

所得税の確定申告税額の延納については、この制度の乱用を防止する見地から、税務署長の許可が要件とされているが、大量の延納事案について個別に実質審理を行なう煩雑さを考慮し、これを届出制に改めるのが適当である。

(3) 小規模企業者の源泉徴収税額の納期の特例

給与所得に対する源泉徴収は、使用者が常時10人未満の小規模事業所においては、毎月分の納付という原則を3月分ごとの年4回納付で足りることとされている。

しかし、極めて小規模な事業所のうちには、納付する税額に比べてなおその手続の方が過重であると考えられるものもあるので、さらに現行の納期の特例措置を拡大することについて検討する必要がある。

(4) 給与所得の源泉徴収税額の計算

給与所得に対する源泉徴収税額は、所得税法別表の月額表や日額表に法定されている。このため、計算機で源泉徴収税額を計算する場合でもこの月額表や日額表に定められている税額に一致させることが要求されているが、年末調整による精算の機会もあることから、月額表や日額表の税額に厳密に一致することがなくても毎月や毎日の税額は、機械計算による額によることもできる便法を検討し、事務量の節約を図るべきである。

(5) 社会福祉年金に対する源泉徴収の特例

厚生年金等のいわゆる社会福祉年金に対する所得税の源泉徴収は、扶養控除等の申告書の提出を求めるなど通常の給与所得と同様の手続によつてこれを行なうこととされている。しかし、これらの給与は、零細な額のものが多く、しかもその受給者は支払者と日常の接触がないことを考慮すれば通常の源泉徴収と全く同様の手続を要求することには無理があるので、源泉徴収を要しない限度額を設けるほか、その徴収に当たつては、扶養控除等の申告書の提出を省略する一方、受給者の平均的な控除額を基礎として作成した特別の源泉徴収税額表によることとする制度を検討する必要がある。

(6) 報酬、料金に対する源泉徴収

外交員、集金人等の特定の報酬、料金に対する所得税の源泉徴収については、その支払金額が一定限度額以下である場合には、源泉徴収を要しないこととするいわゆる免税点制度が設けられているが、この趣旨をさらに徹底する見地から、免税点制度を基礎控除制度に改め、できる限り源泉徴収税額の還付の手数を省くことが望ましい。

4 税法、通達の構成の平明化

税制が複雑であるという一般の非難の相当部分は、税法や通達が、その構成においても表現においても、納税者の理解をはるかにこえていることに由来している。

税法や通達が今日の姿のように難解になつた経緯としては、法令一般がその規定内容を細かくしてきた傾向に加えて、税制として極めて微細な点まで明確に規定を設けることによつて制度そのものを独自に形造ろうとする風潮が強くなってきたことがあげられよう。しかも、同一の経済事情には同一の処理が行なわれる

べきであるとする公平の原則から、恣意的な要素をできる限り排除して一律、画一的に事案を処理するよう、一層規定を詳細に設ける例が一般化してきた。

もちろん、このような事態にいたつた事由を一概に否定することはできないし、明確詳細な規定が受持つていた役割を無視することもできない。また、上述したような税制簡素化のための具体的措置が税制に取り入れられることとなれば、税法や通達の構成はかなり簡素化されうると思われるが、なお基本的に、税法、通達の構成は、なるべくその前提となる社会経済事象を巧みに取り入れることによつて、税制だけがかけ離れて複雑であるという印象を生じないようにしなければならないし、税法や通達の内容は、納税者にできる限り平易に理解されるように一層の工夫をつくすことが必要である。

このため、上述した簡素化のための具体的措置を取るほか、税法や通達の形式面についても、たとえば、現行の税法において相当の個所に共通する規定については、これを通則的規定として抽出し、また、いわゆる抜け穴防止のため設けられ通常一般にはさして必要のないと思われる細かい規定は、抜け穴防止のための適切な基本規定の設定で代替することを検討する必要がある。また、同じ性格の事象でも限定的にいちいち列挙して規定し、たまたまその規定に該当しないものは、その条項の適用を受けないということのないよう、事象の本質をできる限り条文に明記することや、条文の長さにかかわりなく必要事項のすべてを一挙に盛り込む現行の条文構成を、内容を端的に表現するできる限り短い条文の組合せにかかる工夫も望ましいところである。

II 間接税関係

1 承認事項の縮小又は合理化

(1) 免税移出の証明書の提出期限延長の承認

免税移出の証明書の提出期限は、原則として納税申告書の提出期限までとされ、税務署長の承認を受けた場合に限り、その延長が認められることとされているが、法定提出期限から2～3ヵ月間は、期限延長の承認を申請するものが多くなっていることを考慮し、法定提出期限から3ヵ月程度は、この承認制を届出制に改めることが望ましい。

(2) 酒税法上の承認を受ける義務

酒類製造者が酒類に水を混和しようとする場合、又は課税された酒類といまだ課税されていない酒類とを混和しようとする場合等には、酒税法上、税務署長の承認を受けることが必要とされているが、この種の承認事項のうち、検査取締りの観点から強いて税務署長の承認を必要としないものについては、これ

を廃止し、届出制に改めることを検討すべきである。

(3) 輸出物品販売場の承認

物品税の輸出物品販売場については、税務署長の承認を受けて、その指定した期間(1年)外国人旅行者等に免税で課税物品を販売することが認められているが、その承認手続が煩雑であるとともに、輸出物品販売場の営業者の過失によりその指定期間が満了するまでに承認申請がなされなかつた場合には、自動的にその資格が失なわれこととなるため酷に失する場合があること等を考慮し、これを許可制に改め、現行の期間指定を廃止するとともに、税法違反等の行なわれた場合における許可取消しの規定の整備を図ることが望ましい。

2 承認申請、申告等の手続の簡略化

(1) 酒類の免許申請手続

免許申請書に添付する書類の種類を極力減少することにより、免許申請手続を簡素化することが望ましい。特に、試験製造免許については、添付書類を大幅に削減することが可能と思われる。

(2) 酒類製造者の製造見込数量等の申告手続

酒類製造者等は、製造見込数量等の申告書を毎年3月11日までに提出することとされているが、酒類によつては、この提出期限までにその申告事項が確定しないため、後に異動申告書の提出を要するので、当初申告書のみで足りることとなるようその提出期限を各酒類の種類別に実態に即したものに改めることが適当である。

(3) 酒類の検定手続

酒類は、検定を受ける前に処分し、あるいは製造場から移出することが禁止されており、酒類製造者は、税務署長に製成申告を行ない検定を受け、検定済通知書の送達を受けてはじめて検定を受けたことになり、処分等を行なえることとされているが、酒類製造者が製成申告書を出した日からごく短期の一定期間を経過したときは、検定があつたものとみなして酒類の処分等を行なえるように改めることが適当である。

(4) 修理品の物品税法適用除外の申請手続

修理依頼品の物品税法適用除外の確認申請は、修理依頼の都度行なうべきものとされているが、修理依頼の都度確認を受けることが極めて煩雑であること考慮し、これを納税申告書の提出の際届け出ることに改めるべきである。

3 納税申告書に添付する書類の省略

(1) もどし入れ又は移入控除の適用に関する書類

製造場から移出された課税物品が製造場にもどし入れられ又は移入された場合には、毎月の納税申告書に、もどし入れ又は移入の事実を証明する書類、及びその物品の移出及びもどし入れ又は移入に関する明細書を添附することを要件として、その物品の税額を控除又は還付することとされているが、これらの添付書類の作成が煩雑であるので、当該控除又は還付を受けるべき税額の計算根基を示す書類を添付することで足りるよう改定することが望ましい。

(2) 運送賃又は割りもどし金の課税標準不算入に関する書類

課税標準価格の計算に当たつて、運送賃や割りもどし金は、これらの計算に関する明細書を納税申告書に添付することを要件として、課税標準価格に算入しないこととされているが、この要件は廃止することが望ましい。

4 その他の仕組みの簡略化

(1) 同一月中の移出及びもどし入れ

製造場から移出された物品がもどし入れられた場合には、たとえ、その移出された月と同一月中にもどし入れられた場合であつても、それでももどし入れ控除の手続をとることが必要とされているが、置回り販売等の場合には、納税者の選択により移出がなかつたものとみなすことができるような制度を創設することが望ましい。

(2) 物品税の課税標準

物品税の課税標準価格の計算ができる限り簡略化するため、次のような措置を取ることについて検討すべきである。

(ア) 小売価格に一定割合を乗じて課税標準を算出することができる物品の範囲をできる限り拡大すること。

(イ) 小売価格に一定割合を乗じて課税標準を算出する制度は、統一的な小売価格が明示されている物品についてのみ認められており、たとえば自動車のように、同種の物品であつても細部の仕様が多岐にわたる等の事情から、その仕様等の異なるごとに、その全部について小売価格を明示することができない場合には、その適用を受けることができないこととされているが、小売価格の明示されていない物品についても、標準的な仕様等の物品について明示されている小売価格(又はこれにより算出された課税標準)に、仕様等の相違に応じて合理的な調整を加えた金額を基礎として課税標準を算出することができるよう措置すること。

5 印紙税及び登録税の簡素合理化

(1) 印紙税及び登録税の納付方法

(ア) 印紙税は、証書又は帳簿に印紙を貼用のうえ消印して納税することを原則とし、一定の証書、帳簿についてのみ、税印押捺、書式表示又は納付印押捺等による現金納付方式を認めることとされているが、事務機械化に即応して、印紙貼用の煩雑さをできる限り軽減するため、現金納付方式の適用範囲を拡大することを検討すべきである。

(イ) 登録税は、印紙を登記又は登録の申請書に貼付して納付することを原則としているが、納税者の便宜を図るため、現行の印紙納付方式のほか現金納付方式を選択できることとすることが望ましい。

(2) 印紙税の課税範囲

印紙税は、財産権の創設、移転、変更若しくは消滅を証明すべき証書、帳簿及び財産権に関する追認若しくは承認を証明すべき証書に課すこととされているが、その課税範囲は必ずしも明確でなく、個別的な課否判定に際して、納税者、税務当局ともに困難を感じている事例もかなりある。このため、印紙税法の執行は膨大な通達、取扱事例集等に支えられて、ようやく行なわれている状況にある。印紙税法が、証書、帳簿の作成者の自主的納付を期待していることかえりみ、たとえば、現行の網羅主義を限定列挙に切りかえ、又は非課税規定を整理合理化して課否判定上の疑義を避ける等により、課否判定及び税率適用区分の判定を極力簡明化することを検討すべきである。

III そ の 他

(1) 延滞税の計算方法

延滞税について、日歩2銭の期間と日歩4銭の期間とを区分する基準となる日は、督促状発付の10日経過日とされているが、納税者の計算方法の簡素合理化を図る等のため、この際、これを納期限の1月後に固定する措置を取ることが適当である。

(2) 課税標準及び税額の端数計算

申告所得税、法人税、相続税、間接税等の課税標準及び税額の端数計算については、原則として課税標準については100円、税額については10円未満の端数を切り捨てることとされているが、最近における社会、経済事情の推移に即応して計算の簡略化を図るため、この限度を原則として課税標準については1,000円、税額については100円にそれぞれ引き上げることが望ましい。

二 地 方 税

1 申告手続の簡略化

地方税においては、住民税、事業税、固定資産税等の申告について税法上かなり

詳細な手続が要求されているが、所得税と個人の住民税及び個人の事業税の間における申告手続の調整、分割法人の申告手続の簡略化等を行なうため、次のような措置を検討することが必要である。

(1) 所得税の確定申告書を提出する者に係る個人の住民税及び個人の事業税の申告

個人の住民税及び個人の事業税の納税義務者は、一定の期日までに申告書を提出するものとされている。しかし、これらの申告書の内容はおおむね所得税の確定申告書の内容と一致しており、地方団体がその課税にまにあうよう一定の期日までに所得税の確定申告書の内容を複写等によつては握ることができれば、これらの申告書の提出は必要でないと考えられる。したがつて、所得税の確定申告書を提出した者については、個人の住民税及び個人の事業税の申告書の提出を要しないものとすべきである。これが実施に当たつては、国の税務官署も積極的に協力すべきであり、なお、地方団体の課税事務に混乱を生じないよう、必要な考慮を払うべきである。

なお、現在所得税の確定申告書では握できない事項については、これを所得税の確定申告書に記載させるような措置を講ずる必要がある。

(2) 個人の住民税及び個人の事業税の申告書の様式

所得税の失格者等については、個人の住民税及び個人の事業税の申告書の提出を求めることが必要であるが、これらの申告書の記載事項については、検討を加え、できる限りその様式を簡素化することが必要である。

(3) 法人の住民税及び法人の事業税の申告手続

法人の住民税及び法人の事業税の申告手続は、現在おおむね法人税の申告手続に準じて定められている。法人税において、申告書の自署押印等その申告手続が簡素化される場合においては、これに準じて法人の住民税及び法人の事業税の申告手続についても、簡素化することとすべきである。

(4) 分割法人に係る住民税及び事業税の分割基準

2以上の地方団体に事業所等を有する分割法人について、その課税標準の総額を各地方団体に分割する基準である従業者の数は、現在事業年度中における各月の末日現在の従業者の数を合計した数によつてはいる。これは従業者数については、各月ごとにある程度の異動が生ずるので、その異動に応じて適確に各地方団体に分割を行なうために取られた措置であるが、多数の地方団体に分割を必要とする分割法人にとつては、その調査、計算等に相当の時日を必要とする現状があるので、原則として、各事業年度の末日現在における従業者の数によることとしてその簡素化を図るべきである。

(5) 分割法人の住民税及び事業税の申告手続

分割法人の申告に当たつては、現在各地方団体に申告書のほか課税標準の分割に関する明細書及び課税標準の総額に関する計算書を提出するものとされているが、その手続を簡略化するため、課税標準の分割に関する明細書及び課税標準の総額に関する計算書は、主たる事務所又は事業所の所在する地方団体の長に対してのみ提出することとし、従たる事務所又は事業所の所在する地方団体の長に対しては省略することとすることが適當である。

また、課税標準の分割に関する明細書についても、その簡略化について検討する必要がある。

(6) 法人税の更正等に伴う分割法人の修正申告

法人税について更正又は修正申告が行なわれる場合においては、これに伴い法人の住民税及び法人の事業税についても修正申告納付が行なわれることとなる。しかし、分割法人が修正申告により納付する税額が僅少である場合においては、僅少の税額を多数の地方団体に分割して納付する煩雑さを避けることが必要であると考えられるので、分割法人の修正申告により納付する税額が一定金額以下の僅少の額に係るものについては、地方団体の長は、納税者の申請に基づき特別の事情がない限り、その徴収を猶予することができるものとともに、その納付すべき税額は、分割法人の次の申告期にあわせて納付するような措置を講ずることについて検討する必要がある。

(7) 債却資産の申告

債却資産に関する固定資産税の申告については、毎年度申告書のほか全資産についての種類別明細書を提出するものとされているが、申告を簡略化するため、全資産についての種類別明細書は3年度ごとに提出するものとし、その間の年度にあつては、前年中の増減資産についてのみその種類別明細書を提出すれば足りるものとすることが適當である。

(8) 債却資産の申告書の様式

申告書及び種類別明細書の記載事項については、さらに検討を加え、資産の種類、細目、取得価額、耐用年数等必要最少限度に限ることによつて、簡素化すべきである。

2 納付手続の簡略化

地方税においては、一の納税義務者が多数の地方団体にそれぞれ納付を行なう必要が生ずる場合があるが、この場合の納付の手続を簡略化するため、次のような措置を検討することが必要である。

(1) 特別徴収税額の納入金融機関の指定

個人の住民税の特別徴収義務者の納入に当たつては、他の市町村における特別徴収義務者の納入の便宜を図るため、他の市町村に所在する銀行等の金融機関でその納入すべき市町村の指定したものに払い込むものとされているので、この制度を活用し、市町村がこれらの金融機関をできる限り数多く指定して特別徴収義務者の納入手続を簡素化することとすべきである。

(2) 収納代理金融機関の指定

地方税については、その納付の便宜を図るため、指定金融機関のほか地方団体の指定する収納代理金融機関にも納付を行なうことができるものとされているので、この制度を活用し、分割法人、多数の市町村に固定資産税を納付する納税者の納付に当たつては、地方団体はこれらの納税者が納付の便宜を有する金融機関をできる限り収納代理金融機関に指定して、その納付の手続を簡素化することとすべきである。

3 申告書等の様式の統一

申告書、納付書等の様式は、地方団体によつて異なる場合があるが、このため納税者の申告、納付等の手続が煩雑となつてゐるので、申告書、納付書等の様式を統一し、全地方団体を通じて同一のものによることとすべきである。

昭和 41 年 12 月

昭和 42 年度税制改正大綱についての答申

税 制 調 査 会

税制調査会委員名簿

本答申の審議に参加した委員は次のとおりである。

○秋山 ちえ子	井 深 大
稻川 宮 雄	○稻葉 秀 三
岩佐 凱 実	○圓城寺 次郎
小倉 武 一	大木 正 吾
○荻田 保	金子 佐 一郎
○木村 元 一	○木下 和 夫
○小林 与 三 次	児玉 忠 康
○河野 一 之	高橋 進 太郎
○館 龍 一 郎	○東畑 精 一
徳永 久 次	野中 広 務
長谷川 周 重	林慶助
○福良 俊 之	藤野 忠 次郎
堀越 祯 三	○松隈 秀 雄
○松宮 隆	湊 守 篤
森 昌 也	和田 春 生

(○印を付した委員は、臨時小委員会に所属した委員である。)

当調査会において決定された「長期税制のあり方についての中間答申」及び「税制簡素化についての第一次答申」の趣旨に基づき、最近における国民の税負担の状況及び経済情勢の推移を勘案しつつ、国民生活の安定と企業の体質の強化等に資するため、所得税の減税を中心として現下の情勢に即応する所要の税制改正を行なうものとする。

第1 国 税

1 所得税の減税

(1) 課税最低限の引上げ

所得税の課税最低限を夫婦子3人の世帯で平年度10万円程度引き上げることを目途として、基礎控除、配偶者控除、扶養控除及び給与所得控除の引上げを行う。

(2) 退職所得の課税最低限の引上げ

永年勤務して退職する従業員の退職所得の課税最低限を500万円程度に引き上げることを目途として、退職所得の特別控除額の引上げを行なう。

2 企業課税の改正

企業課税については、その基本的仕組みに関し根本的な再検討が必要であり、かつまた、所得税の負担水準等との比較を考慮すれば、法人税の税率を一般的に引き下げることは適当でないので、企業の内部留保を高め体質を強化するための特別の措置を次のとおり講ずる。

(1) 中小企業の基盤の強化

専従者控除の改善を図るとともに中小企業の協業促進のため割増償却等の措置を講ずる。

(2) 企業の体質改善、国際競争力の強化

減価償却制度の弾力化、利益処分による特別償却の適用等課税所得計算の弾力化を図るとともに、企業努力による試験研究の伸長に対して税制上の措置を講ずる一方、交際費課税の特例については、節約に対するメリットに配意しつつ支出抑制の効果を高める等の措置を講ずるとともに、新規の契約にかかる外国技術の使用料について特例措置を廃止する。

(3) 社会開発

社会開発を推進するため、公害防止、工場の分散、都市交通の緩和、都市再開発等に関する税制上の措置を講ずる。

(4) 輸出振興

現行制度について企業が利用しやすいように合理化を図りつつ適用期限の延長を行なう。

3 間接諸税の適正合理化

(1) 印紙税の全面改正

印紙税法については、おおむね次の方針により全面的改正を行なうこととする。

イ 課税対象の明確化

現行法の網羅的課税方式を個別掲名による限定列挙方式に改めて、課税対象の明確化に資するとともに、担税力推定の見地から現行課税文書に匹敵するものと考えられる文書を課税対象に取り入れる。

ロ 税率及び免税点の調整

現行税率設定以来の所得水準の推移等にかえりみ、原則として免税点を2倍ないし3倍程度に引き上げる一方、定額税率をおおむね2倍程度に引き上げ、階級定額税率に所要の調整を加えるとともに、階級定額税率の適用範囲を拡大する等により税負担の合理化を図る。

ハ その他納税手続の簡素合理化を目途として所要の整備を図る。

(2) 登録税の全面改正

登録税法については、おおむね次の方針により全面的改正を行なうこととする。

現行の登録税の定額税率については、昭和23年以後の所得水準の上昇等を勘案して適正な水準に調整（その基準は公認会計士等20,000円（現行3,000円）、合名会社、合資会社の設立等30,000円（現行3,000円）程度を目安とし、その他はこれに準ずる。）を図るとともに、現在の課税対象に匹敵する租税力を有すると考えられる登録、免許、許可、認可等を、既存のものとの権衡を図りつつ、新たに課税対象にとり入れる。

(3) 挿発油税等

揮発油税その他道路整備財源に充てられている諸税については、税負担の面からの考慮を加えつつ、道路整備計画の改定と合わせて検討する。

(4) たばこ専売益金

専売物資であるたばこについては、たばこ消費者の実質的税負担が他の間接諸税と均衡のとれたものとなるよう価格改定を行なうことが必要であるが、その実施の時期及び方法については、所得減税の規模及び物価や低所得者層の負担への影響等との関連を考慮しつつ、なお慎重に検討する。

4 景気調整措置

経済の安定的成長に資する見地から、税制上機動的に景気調整措置を講じるよう、特定の期間、法人税について延納の利子税率の上げ下げ及び投資の行過ぎに伴う景気過熱時における合理化機械等の特別償却の繰越しを行なうことができるよう制度を整

備する。

5 その他の特別措置

(1) 利子所得及び配当所得に対する課税の特例については漸進的な措置を講ずる。

② そ の 他

基本的に土地課税問題のあり方との関連を考慮しつつ、事業用資産の買換えの場合の課税の特例を合理化して存続するほか、その他の特別措置についても最近の実情に合うよう合理化を図る。

6 税制の簡素化

直接税、間接税を通じ、記帳、申告、納税の手続の簡略化等納税者の便宜を優先的に考慮しつつ税制の簡素化を図る。

7 そ の 他

(1) 不動産以外の事業用財産の相続税について、不動産の相続税に準じて、その延納制度について適正な措置を講ずる。

(2) その他所要の税制の整備合理化を図る。

第2 地 方 稅

1 住 民 稅

(1) 均 等 割

住民税の均等割の税率は、個人均等割については昭和26年度から、法人均等割については昭和29年度からえ置かれているため、現在の経済の実情に即さないものとなつてゐる。特に法人均等割については、法人の実態からみて、現行の税率は適当でないと考えられるので、その引上げを図るべきである。この場合、人口の段階区分によつて税率の差等を設けている現行制度は、その意義が乏しいので、これを改めることが必要である。

(2) 所 得 割

住民税所得割については、昭和42年度において昭和41年度所得税改正に伴う所得割の給与所得控除の引上げによる負担の軽減が行なわれるが、引き続き昭和42年度所得税における給与所得控除の引上げに伴う所得割の負担の軽減を実施するものとする。

なお、住民税における退職所得の課税最低限についても、所得税と同様の引上げを行なうものとする。

2 事 業 稅

個人事業者の負担の現状にかんがみ、その軽減を図るため、事業主控除を引き上げることとすべきである。

なお、専従者控除については、住民税との関連を考慮して検討すべきである。

3 地方道路税源

地方団体における道路に関する財政需要の増大にかんがみ、地方道路税源の充実強化を図る必要があると考えられるので、道路整備5カ年計画の改定とも関連して軽油引取税の税率の引上げについて検討すべきである。また最近における市町村の道路整備に係る財政需要の増大にかんがみ、市町村に対する道路目的税源の付与について検討すべきである。

4 たばこ消費税

たばこ消費税の課税標準の算定に当たつては、その算定の基礎となるたばこの1本当たりの額が、現在、前年度の実績によつて算定されることとなつてゐるため、現年度のたばこ1本当たりの価格の上昇に見合う消費の実態がたばこ消費税に反映されないので、特にたばこの小売価格改定が行なわれる場合においては、所要の調整及び合理化について検討すべきである。

5 国民健康保険税

国民健康保険税については、低所得者の税負担の現状にかんがみ、引き続きその軽減について検討する必要がある。

昭和42年度の税制改正に関する答申

昭和42年2月18日

内閣総理大臣 佐 藤 栄 作 殿

税制調査会会长 東 畑 精 一

昭和42年度の税制改正に当たり、実施すべき事項について、別紙のとおり当調査会の意見をとりまとめました。当調査会は政府がこの報告に基づいて税制改正を実現することを希望します。

昭和 42 年 2 月

昭和 42 年度の税制改正に関する答申

税 制 調 査 会

税制調査会委員名簿

本答申の審議に参加した委員は次のとおりである。

○秋山 ちえ子	井 深 大
稻川 宮 雄	○稻葉 秀 三
岩佐 凱 実	○圓城寺 次 郎
小倉 武 一	大木 正 吾
○荻田 保	金子 佐 一 郎
○木村 元 一	○木下 和 夫
○小林 与 三 次	児玉 忠 康
○河野 一 之	高橋 進 太 郎
○館龍 一 郎	○東畑 精 一
徳永 久 次	野中 広 务
長谷川 周 重	林慶 之 助
○福良 俊 之	藤野 忠 次 郎
堀越 穎 三	○松隈 秀 雄
○松宮 隆	渕 守 篤
森 昌 也	和田 春 生

(○印を付した委員は、臨時小委員会に所属した委員である。)

当調査会においてさきに決定をみた「昭和42年度税制改正大綱についての答申」の線に沿い、所得税の減税を中心として当面の経済情勢に即応する所要の税制改正を行なうものとする。

第1 国 税

1 所 得 税 減 稅

(1) 所得控除の引上げ

所得税負担の現状にかえりみ、夫婦及び子3人の給与所得者の課税最低限を10万円程度引き上げることを目途として、所得控除を次のとおり引き上げる。

項 目	現 行	改 正 案
基 礎 控 除	14万円	15万円
配 偶 者 控 除	13万円	15万円
扶 養 控 除	6万円	7万円
給 与 所 得 控 除		
定 額 控 除	4万円	8万円
最 高 限 度 額	18万円	22万円

なお、上記の基礎控除等の引上げと関連して、最低税率を9%(現行8.5%)に引き上げる。

(2) 退職所得の特別控除の引上げ

永年勤続者の退職所得の課税最低限を500万円程度に引き上げることを目途として、退職所得の特別控除を次のとおり引き上げる。

勤 続 年 数	現 行	改 正 案
10 年 ま で	1年につき5万円	1年につき5万円
10年超20年まで	△ △	△ 10万円
20年超30年まで	△ △	△ 20万円
30 年 超	△ △	△ 30万円

(注) 上記(1)の改正は昭和42年4月1日から、上記(2)の改正は同年1月1日からそれぞれ実施するものとする。

(3) そ の 他

配偶者控除及び扶養控除の適用条件である所得限度を勤労所得については10万円(現行5万円)に引き上げるとともに、障害者控除、寡婦控除等の税額控除を所得控除に改める。

2 企 業 減 稅

(1) 企業体質の改善

企業の体質を改善し、国際競争力の強化に資するため、次の措置を講ずる。

イ 技術開発の促進

技術開発を一層助長し、国際競争力の強化に資するため、一定期間（たとえば3年間）企業の試験研究費の伸長に対して、その増加した金額の一定割合相当額を税額控除する制度を創設する。

なお、これに伴い、開発研究機械等の特別償却は、これを新措置に吸収するとともに、新規の契約にかかる外国技術使用料に関する特別措置を廃止する。

ロ 減価償却計算の弾力化

企業の内部留保の充実を図るため、耐用年数の短縮及び増加償却についてその基準の緩和と手続の簡略化を行ない、また、利益処分による特別償却適用の途を開く等減価償却計算を弾力化する。

(2) 中小企業の体質の強化

中小企業の経営基盤の実情にかえりみ、その体質の強化に資するため、上記の各措置のほか、次の措置を講ずる。

イ 専従者控除制度の改正

青色申告者の専従者給与について、その受けるべき給与の実態に即するよう制度を整備する。

ロ 小規模企業共済の助成

小規模企業共済制度の強化を図るため、事業廃止等に備えるための共済掛金について所得税の所得控除制度を新設する。

ハ 中小漁業の構造改善

中小漁業の構造改善の措置とあいまつて、中小漁業者の合併、現物出資及び減価償却について特例を講ずる。

ニ そ の 他

中小企業の信用保証制度についてその補完を容易にし、また、中小企業者の機械等の割増償却について適用対象企業の範囲を拡大する等の措置を講ずる。

(3) 輸出の振興

輸出の振興に資するため、輸出割増償却制度について手続の簡素化を行ないつつ適用期限を延長するほか、海外取引等の範囲に生産設備に関連のない測量等を追加し、また輸出取引に関する海外交際費を交際費否認の対象から除外する。

(4) 社会開発の促進

社会開発を促進するため、重油脱硫装置等の公害防止施設、都市交通緩和のための都心乗り入れ施設等について特別償却を認める等の措置を講ずる。

(5) そ の 他

万国博覧会への出展準備のため、一定基準による出展費等の積立てを行なう制度を新設する等の措置を講ずる。

3 印紙税、登録税の調整合理化

(1) 印紙税の全面改正

印紙税法については、その負担が最近における所得及び物価水準に適合するものとなるよう所要の調整を行なうこととし、その機会に課税範囲の整備合理化、納税方法の簡易化、罰則の整備合理化等を図るため、おおむね以下の要領により全文を改正する。

イ 課税範囲の整備合理化

現行法は、財産権の創設、移転、変更若しくは消滅を証すべき証書、帳簿及び財産権に関する追認若しくは承認を証すべき証書をすべて網羅的に課税対象としているが、これを限定列挙主義に切りかえ、課税対象を別表1に示すとおり具体的に掲名することに改める。

(注) この結果次に例示する文書は課税対象から除外されることとなる。

- (イ) 株式申込証、社債申込証、雇用に関する証書等（現行法の掲名物件の削除）
- (ロ) 物品受取書（現行法の掲名物件の一部除外）
- (ハ) 共済証書、身元保証書、権利の消滅に関する証書等（現行法の第4条第31号の「前各号以外の証書」の削除に伴う整理）

ロ 免税点及び税率の調整

現行免税点及び税率設定以降最近までの所得、物価水準の推移を考慮しつつ別表1のとおり免税点の引上げ、税率の引上げ、階級定額税率の調整及び階級定額税率の適用範囲の拡大等所要の調整を行なう。

ハ 新 規 課 稅

担税力推定の見地から、既往の課税物件に匹敵するものとして、旅券、自動車運転免許証を新たに課税物件に加える。

ニ その他制度の簡素合理化

(イ) 一つの文書が2以上の課税物件に該当する場合の課税方法

現行法では、1通の文書が同時に2以上の課税物件に該当する場合は、原則として複数の課税物件として課税することとされているが、この種の文書については、1通の課税文書として課税することに改める等所要の規定を整備する。

(ロ) 納付方法

現行法は、証書、帳簿に収入印紙を貼付して納付することを原則とし、特に税務署長の承認等を受けた場合に限り、印紙の貼付にかえて、税印押捺、書式表示、納付印押捺又は一定時納付の方法によることができるものとされているが、税務署長の承認を受けて書式表示をする場合の納付手続を現行の事前納付から事後申告納付に改める。

(ハ) 通告処分制度の廃止と過怠税制度の創設

- a 印紙税を国税犯則取締法上の間接税から除外し、通告処分制度の対象外とする。
- b 印紙不貼付、印紙不消印等の違反について、現行法は刑法総則の規定の適用を除外して、故意過失を問わず刑事罰の対象としているが、刑事罰の対象は刑法総則の原則に従い故意犯のみに限定することに改める。
- c 以上の改正に伴い、印紙貼付による印紙税の納税の確実な履行を担保するため、新たに印紙不貼付、印紙不消印による違反については過怠税(印紙不貼付の場合には不足税額の3倍、印紙不消印の場合には不消印印紙の額面相当額。最低500円)を課することとする。

(2) 登録税の全面改正

登録税法については、その負担が最近における所得及び物価水準に適合するよう調整を行なうこととし、その機会に課税範囲の合理化、納税方法等の簡易化を図るため、おおむね以下の要領により、全文を改正する。

イ 負担の調整

- (イ) 定額税率については、その設定以後最近までの所得及び物価水準の推移を考慮しつつおおむね別表2のとおり調整するほか、課税の場合における最低税額を500円とする。
- (ロ) 不動産の取得の仮登記については、その登記の現状にかえりみ、現行の定額税率を定率税率に改める。

ロ 新規課税

担税力推定の見地から、既往の課税対象である登記又は登録に匹敵すると認められる個人の資格又は事業開始等の場合の登記、免許、許認可等を新たに課税対象に加える。この場合の課税対象及びその税率は、おおむね別表3のとおりとする。

ハ その他制度の簡素合理化

(イ) 課税標準の計算の簡易化

不動産の取得登記等の場合の課税標準である不動産の時価は、固定資産課税

台帳の登録価格を基礎として算定した金額に原則としてよることとし、抵当権等の設定登記の場合の課税標準は、債権金額に統一する。

(ロ) 納付方法の簡易化

現行の印紙納付方式のほか、現金納付方式（国の収納機関に現金で登録税を納付し、その領収証書を登記申請書等に貼付する方法）を採用する。

4 景気調整機能の強化

税制の景気調整機能を強化するため、景気過熱の期間、法人税の延納利子税率を引き上げ、また、過剰投資による景気過熱の期間、合理化機械等の特別償却を停止して繰り越す制度を整備し、不況の時期においては、合理化機械等の指定範囲を拡大する。

5 その他の特別措置等

(1) 私学の振興

私学の振興を図るため、所得税の寄付金控除について、現行の税額控除を所得控除に改めるほか、指定寄付金の対象の追加、私立学校の収益事業からの損金繰入限度額の引上げ等の措置を講ずる。

(2) 土地対策及び住宅対策

イ 土地等の譲渡所得

土地等の譲渡所得に対する課税のあり方について根本的に再検討を加えることとともに、さしあたり、土地収用法の改正に対応して、収用等の場合の譲渡所得課税について軽減合理化を行ない、工場立地の適正化に対応して事業用資産の買換えの特例措置につき合理化のうえその適用期限を延長する。

ロ 住宅建設の促進

新築貸家住宅の割増償却及び新築住宅に関する登録税の軽減についてその適用期限を延長する等の措置を講ずる。

(3) 交際費課税制度の合理化

その適用期限を延長するとともに、基準年度(たとえば直前事業年度)の交際費に比べて増加額について課税を強化する一方、減少額についてこれを否認対象額から控除する等の措置を講ずる。

(4) その他

期限の到来する現行のその他の特別措置については、次の合理化等を加えつつ、その適用期限を延長する。

イ 利子所得及び配当所得に対する措置については、その特例税率を漸進的に引き上げることとして、その引上げの幅はさしあたり(2年間程度)5%とする。

ロ 外航船舶の保存の登記等の登録税の軽減については、この措置を特に必要とする場合に限定するようその合理化を図る。

ハ 航空機の乗客に対する通行税の軽減措置については、地方空港整備の必要性にかえりみ、これを廃止して本則に戻すこととする。

第2 地 方 税

住民税及び事業税の細目については、次のとおり改正する。

1 住 民 税

(1) 均 等 割

法人の均等割の標準税率を資本又は出資の金額が1,000万円以下の法人については年額3,000円、資本又は出資の金額が1,000万円を超える法人については年額5,000円（現行人口50万以上の市3,000円、人口5万以上50万未満の市2,400円、上記の市以外の市及び町村1,800円）に改める。

(2) 所 得 割

専従者控除の控除限度額を、青色申告者については12万円（現行10万円）に、白色申告者については7万円（現行6万円）に引き上げる。

2 事 業 税

事業主控除を27万円（現行25万円）に、専従者控除の控除限度額を青色申告者については12万円（現行10万円）に、白色申告者については7万円（現行6万円）にそれぞれ引き上げる。

第3 税制の簡素化

国税、地方税を通じ記帳、申告、納税の手続の簡略化等納税者の便宜を優先的に考慮しつつ税制の簡素化を行なう。

第4 税制改正による増減収額試算

(単位 億円)

改 正 事 項	国 税		地 方 税		国税、地方税計	
	平 年 度	初 年 度	平 年 度	初 年 度	平 年 度	初 年 度
(国 税)						
1 所 得 税 減 税						
(1) 所得控除の引上げ等	1,200	1,000	330	—	1,530	1,000
(2) 退職所得の特別控除 の引上げ	50	50	15	15	65	65
計	1,250	1,050	345	15	1,595	1,065
2 企 業 減 税 等						
企 業 体 質 の 改 善						
中小企業の体質の強化						
社 会 開 発 の 促 進	200	50	30	6	230	56
輸 出 の 振 興						
税 制 の 簡 素 化 そ の 他						
3 税 制 の 調 整 合 理 化						
(1) 印紙税、登録税の調整合理化	+ 300	+ 150	—	—	+ 300	+ 150
(2) 租税特別措置等の整理合理化						
利子、配当の税率の引上げ						
交際費課税制度の合理化	+ 300	+ 150	+ 25	+ 2	+ 325	+ 152
通行税率の引上げその他						
計	+ 600	+ 300	+ 25	+ 2	+ 625	+ 302
国 税 計	850	800	350	19	1,200	819
(地 方 税)						
1 個 人 住 民 税	—	—	20	19	20	19
2 個 人 事 業 税	—	—	26	24	26	24
3 法人住民税(均等割)	—	— +	7 +	4 +	7 +	4
地 方 税 計	—	—	39	39	39	39
国 税、地 方 税 計	850	800	389	58	1,239	858

(備考)

- 上記の計数は現在精査中で、今後若干の異動を生ずることがある。
- 上記のほか、方地税については、所得税法の昭和41年度改正(給与所得控除の引上げ)による個人住民税の減収額140億円が見込まれる。

別表 1 改正案による印紙税の税率及び免税点

号別	課 税 物 件	税	率	免 税 点	
1	(1) 不動産、鉱業権、無体財産権、船舶、航空機又は営業の譲渡に関する契約書 (2) 地上権又は土地の賃借権の設定又は譲渡に関する契約書 (3) 消費貸借に関する契約書 (4) 運送に関する契約書(用船契約書を含む。)	契約金額	10万円以下 50万円以下 100万円以下 500万円以下 千万円以下 5千万円以下 1億円以下 1億円超	50円 200円 500円 千円 2千円 5千円 1万円 2万円	1万円
			契約金額の記載のないもの	50円	
2	請負に関する契約書	契約金額	100万円以下 200万円以下 300万円以下 500万円以下 千万円以下 5千万円以下 1億円以下 1億円超	20円 200円 500円 千円 2千円 5千円 1万円 2万円	1万円
			契約金額の記載のないもの	20円	
3	約束手形又は為替手形	手形金額	20万円以下 30万円以下 50万円以下 100万円以下 200万円以下 300万円以下 500万円以下 千万円以下 5千万円以下 5千万円超	20円 30円 50円 100円 200円 300円 500円 千円 2千円 3千円	10万円
			一覧払手形等	20円	
4	物品切手	券面金額	千円以下 千円超	30円 千円又は端数ごとに30円	600円
			券面金額の記載のないもの	20円	
5	株券、出資証券若しくは社債券又は証券投資信託若しくは貸付信託の受益証券	券面相当金額	20万円以下 千万円以下 千万円超	20円 10万円又は端数ごとに10円 千円	
6	合併契約書				
7	定 款			千円	
8	継続的取引の基本となる契約書			200円	

号別	課 税 物 件	税 率	免 税 点
9	預貯金証書		特定1万円
10	貨物引換証、倉庫証券又は船荷証券		
11	保険証券		
12	信託行為の成立に関する証書		
13	信用状		
14	物品又は有価証券の譲渡に関する契約書		1万円
15	債権譲渡又は債務引受けに関する契約書		1万円
16	(1) 永小作権、地役権、質権、抵当権、租鉱権、採石権、漁業権又は入漁権の設定又は譲渡に関する契約書 (2) 無体財産権の実施権又は使用権の設定又は譲渡に関する契約書	20円	
17	賃貸借又は使用賃借に関する契約書		
18	金銭を目的とする債務の保証に関する契約書		
19	委任状又は委任に関する契約書		
20	金銭又は有価証券の寄託に関する契約書		
21	配当金領収証又は配当金振込通知書		3千円
22	金銭又は有価証券の受取書		1万円
23	預貯金通帳、信託業務を営む者の作成する信託に関する通帳又は相互銀行若しくは無尽会社の作成する通帳		
24	第1号、第2号、第14号、第17号、第20号又は第22号の課税物件欄に掲げる文書により証されるべき事項を付け込んで証明する目的をもつて作成する通帳	40円	
25	判取帳	400円	
26	旅券	1万円	
27	自動車運転免許証	普通自動車免許等 自動二輪車免許等	千円 200円

(参考) 現行法による印紙税の税率及び免税点

号別	課 税 物 件	税 率	免 税 点	
1	不動産等又は船舶の所有権移転に関する証書	記載金高 3万円以下 △ 10万円以下 △ 50万円以下 △ 100万円以下 △ 500万円以下 △ 千万円以下 △ 5千万円以下 △ 5千万円超	20円 60円 200円 300円 千円 2千円 5千円 1万円	
2	消費貸借に関する証書			
3	請負に関する証書			
4	運送に関する証書			
5	傭船契約書	記載金高のないもの 20円	3千円	
6	物品切手	記載金高 100円以下 △ 100円超 100円又は端数ごとに6円 記載金高のないもの 6円	6円 50円	
7	委任状		5円	
8	約束手形	記載金高 10万円以下 △ 30万円以下 △ 50万円以下 △ 100万円以下 △ 500万円以下 △ 千万円以下 △ 千万円超	10円 30円 50円 100円 200円 500円 千円	
9	為替手形	一覧払手形等 10円	5万円	
10	預金証書			
11	貯金証書			
12	出資証券			
13	船荷証券			
14	運送貨物引換証			
15	倉庫証券			
16	保険証券			
17	株券			
18	債券			
19	相互保険会社の発する基金証券			
20	株式申込証			
21	社債申込証			
22	地上権、永小作権又は地役権に関する証書			
23	使用貸借、賃貸借、雇用、寄託又は定期金に関する証書		10円	
24	信託行為に関する証書			
25	無尽に関する証書			
26	定款又は組合契約書			
27	権利の変更に関する証書			
28	追認又は承認に関する証書			
29	受取書		3千円	

号別	課 税 物 件	税 率	免 稅 点
30	質権、抵当権に関する証書		
31	前各号以外の証書		3千円
32	預金通帳、貯金通帳若しくは積金通帳又は相互銀行若しくは無尽会社の発する掛金通帳		
33	前号以外の通帳	20円	
34	判取帳	200円	

別表 2 改正案による登録税の定額税率の調整

登記又は登録の事項	改定税率	現行税率
1 不動産登記 不動産の取得の仮登記 登記の更正又は変更の登記	(定率) 1,000分の1 500円	60円 30円
2 工場財団等の登記 設定の登記 登記の更正又は変更の登記、附記登記	10,000円 3,000円	— 300円
3 船籍の登録 新規の登録 (10とん当たり) 転籍の登録 () 除籍の登録 () (注) とん数は純とん数(現行総とん数)による。	600円 150円 100円	60円 15円 10円
4 航空機の登録 新規又は移転の登録 (1とん当たり) 変更の登録	10,000円 3,000円	1,000円 300円
5 商業登記及び法人登記 合名会社又は合資会社の設立の登記 有限会社の設立の登記 (最低税額) 株式会社の設立の登記 () 相互会社の設立の登記 会社以外の法人の設立 本支店の移転又は定款の変更の登記 役員の変更等の登記 大 会 社 その他の会社 会社以外の法人 個人の商号の登記 未成年者の営業の登記 夫婦財産契約の登記	30,000円 30,000円 50,000円 100,000円 10,000円 10,000円 10,000円 5,000円 1,000円 10,000円 6,000円 6,000円	3,000円 3,000円 3,000円 — — 1,200円 1,200円 1,200円 — 1,200円 600円 600円
6 著作権又は出版権の登録 著作権又は出版権の移転の登録 著作年月日又は第1発行年月日の登録 出版権の設定の登録	6,000円 1,000円 10,000円	600円 120円 1,200円
7 特許権、意匠権、実用新案権又は商標権の登録		

登記又は登録の事項	改定税率	現行税率
特許権の移転の登録	5,000 円	300 円
意匠権又は実用新案権の移転の登録	3,000 円	300 円
商標権の移転の登録	10,000 円	1,200 円
特許権又は商標権の実施権又は使用権の設定の登録	10,000 円	1,200 円
意匠権又は実用新案権の実施権の設定の登録	3,000 円	300 円
8 鉱業権の登録		
試堀権の設定の登録	30,000 円	6,000 円
試堀権の移転の登録	15,000 円	3,000 円
採堀権の設定の登録	60,000 円	12,000 円
採堀権の移転の登録	30,000 円	6,000 円
租鉱権の設定の登録	6,000 円	1,200 円
租鉱権の移転の登録	3,000 円	600 円
抵当権等の移転等の登録	3,000 円	600 円
共同鉱業権者の脱退の登録	1,500 円	300 円
9 漁業権の登録		
漁業権の移転の登録	3,000 円	600 円
入漁権の設定の登録	2,000 円	400 円
入漁権の移転の登録	1,500 円	300 円
10 人の資格の登録		
弁護士、公認会計士、弁理士又は不動産鑑定士	20,000 円	3,000 円
医師又は歯科医師	20,000 円	3,000 円
税理士	20,000 円	2,000 円
水先人	20,000 円	900 円
薬剤師、獣医師、会計士補又は不動産鑑定士補	10,000 円	1,500 円
保健婦、助産婦、看護婦、理学療法士又は作業療法士	3,000 円	1,000 円
装蹄師	3,000 円	600 円
甲種船長又は甲種機関長	6,000 円	600 円
甲種一等航海士又は甲種一等機関士	4,000 円	400 円
甲種二等航海士又は甲種二等機関士	2,500 円	250 円
乙種船長又は乙種機関長	4,000 円	400 円
乙種一等航海士又は乙種一等機関士	2,000 円	200 円
乙種二等航海士又は乙種二等機関士	1,500 円	150 円
丙種船長又は丙種機関長等	1,000 円	100 円

別表 3 改正案による登録税の新規課税対象及びその税率

1 個人の資格等の登録又は許認可等

事 項	税 率
技術士又は一級建築士	20,000 円
司法書士、土地家屋調査士又は海事代理士	10,000 円
定期運送用操縦士	15,000 円
上級事業用操縦士、一等航空士又は一等航空通信士	7,000 円
事業用操縦士、二等航空士、航空機関士又は二等航空通信士	5,000 円
自家用操縦士又は三等航空通信士	3,000 円
管理栄養士	3,000 円

2 事業等の登録、免許又は許認可等

事 項	税 率
銀行業、信託業、保険業、証券業、証券委託会社、信用金庫業、労働金庫業の開設の免許等	
銀行又は証券会社の支店の設置の認可	
酒類の製造、百貨店業、石油精製業、地方鉄道業、航空運送事業又は放送局の開設（新規開設と同じ程度の増開設を含む。）の免許等	50,000 円
国際観光ホテル又は建設業者の登録	
税関貨物取扱人、中央卸売市場内の卸売業、旅行あつせん業、宅地建物取引業又は測量業の開設等の登録、免許等	
酒類の卸売業、為替取扱店、港湾運送事業、ガス事業、自動車運送事業、倉庫業又は船舶運航業の開設（新規開設と同じ程度の増開設を含む。）の免許等	30,000 円
商品仲買人、馬主又は国際観光旅館の登録	
銀行又は証券会社の支店以外の営業所の開設、信用金庫等の従たる事務所の開設の認可	
両替商、酒類の小売業、自動車運送取扱業、通運事業、放送局以外の無線局の開設（新規開設と同じ程度の増開設を含む。）の免許等	10,000 円
たばこの小売人の指定	5,000 円

參 考 資 料

1 改正案による所得税の課税最低限(給与所得者の場合)

扶養親族の構成 区分	扶養親族の数	0人	1人	3人	4人
		配偶者	配偶者 扶養親族2人	配偶者 扶養親族3人	配偶者 扶養親族4人
現 行		226,196	397,159	553,007	631,634
改 正 案	昭和42年分	267,622	457,829	633,599	711,899
	平年分	281,430	478,192	660,463	739,546

(備考) 給与の収入金額に応じ、年収40万円以下3.96%，50万円以下3.88%，70万円以下3.69%，100万円以下3.19%相当額が社会保険料として控除されるものとして計算した。

2 改正案による所得税負担軽減状況(給与所得者の場合)

家族の構成		区分	給与の収入金額	30万円	60万円
独身者		現行	(1.59)	4,770 円	(4.51) 27,086 円
		改正案 昭和42年分	(0.72)	2,166	(4.03) 24,236
		平年分	(0.42)	1,270	(3.89) 23,386
		軽減額 昭和42年分		2,604	2,850
		平年分		3,500	3,700
		軽減割合(%) 昭和42年分		54.6	10.5
		平年分		73.4	13.7
		現行		—	(2.34) 14,086
		改正案 昭和42年分		—	(1.62) 9,736
夫婦者	配偶者	平年分		—	(1.40) 8,447
		昭和42年分		—	4,350
		平年分		—	5,639
		軽減割合(%) 昭和42年分		—	30.9
		平年分		—	40.0
		現行		—	(0.50) 3,048
		改正案 昭和42年分		—	—
		平年分		—	—
		軽減額 昭和42年分		—	3,048
夫婦子二人	配偶者扶養親族人 ²	平年分		—	3,048
		軽減割合(%) 昭和42年分		—	100.0
		平年分		—	100.0
		現行		—	—
		改正案 昭和42年分		—	—
		平年分		—	—
		軽減額 昭和42年分		—	—
		平年分		—	—
		軽減割合(%) 昭和42年分		—	—
夫婦子三人	配偶者扶養親族人 ³	平年分		—	—
		現行		—	—
		改正案 昭和42年分		—	—
		平年分		—	—
		軽減額 昭和42年分		—	—
		平年分		—	—
		軽減割合(%) 昭和42年分		—	—
		平年分		—	—
		軽減割合(%) 平年分		—	—

(備考) 1 給与の収入金額に応じ、年収40万円以下3.96%, 50万円以下3.88%, 70万円以下3.69%, として控除されるものとして計算した。

2 ()内は、収入金額100円当たりの税額である。

100 万 円	150 万 円	200 万 円	500 万 円	1,000 万 円
(8.31) 83,120	(12.67) 190,137	(15.95) 319,120	(29.01) 1,450,650	(38.93) 3,893,500
(7.59) 75,920	(12.07) 181,062	(15.40) 308,170	(28.68) 1,434,075	(38.75) 3,875,050
(7.37) 73,715	(11.87) 178,137	(15.23) 304,620	(28.57) 1,428,650	(38.69) 3,869,000
7,200	9,075	10,950	16,575	18,450
9,405	12,000	14,500	22,000	24,500
8.7	4.8	3.4	1.1	0.5
11.3	6.3	4.5	1.5	0.6
(6.12) 61,215	(10.50) 157,637	(14.00) 280,120	(27.84) 1,392,150	(38.28) 3,828,500
(5.36) 53,640	(9.77) 146,610	(13.35) 267,025	(27.37) 1,368,825	(38.02) 3,802,550
(5.12) 51,215	(9.55) 143,310	(13.14) 262,850	(27.22) 1,361,150	(37.94) 3,794,000
7,575	11,027	13,095	23,325	25,950
10,000	14,327	17,270	31,000	34,500
12.4	7.0	4.7	1.7	0.7
16.3	9.1	6.2	2.2	0.9
(4.32) 43,215	(8.85) 132,810	(12.49) 249,850	(26.76) 1,338,150	(37.68) 3,768,500
(3.33) 33,390	(7.97) 119,610	(11.66) 233,275	(26.16) 1,308,075	(37.35) 3,735,050
(3.02) 30,215	(7.68) 115,310	(11.39) 227,850	(25.96) 1,298,150	(37.24) 3,724,000
9,825	13,200	16,575	30,075	33,450
13,000	17,500	22,000	40,000	44,500
22.7	9.9	6.6	2.2	0.9
30.1	13.2	8.8	3.0	1.2
(3.42) 34,215	(8.05) 120,810	(11.74) 234,850	(26.22) 1,311,150	(37.38) 3,738,500
(2.51) 25,110	(7.07) 106,110	(10.82) 216,400	(25.55) 1,277,700	(37.01) 3,701,300
(2.28) 22,810	(6.75) 101,310	(10.51) 210,350	(25.33) 1,266,650	(36.89) 3,689,000
9,105	14,700	18,450	33,450	37,200
11,405	19,500	24,500	44,500	49,500
26.6	12.2	7.9	2.6	1.0
33.3	16.1	10.4	3.4	1.3

100万円以下 3.19 %, 200万円以下 2.23 %, 500万円以下 1.06 %, 500万円超3万円相当額が社会保険料

3 改正案による退職所得の課税最低限

区 分	勤 続 年 数	15 年	20 年
現 行		750,000 円	1,000,000 円
改 正 案		1,000,000	1,500,000

4 改正案による退職所得の所得税負担軽減状況

勤続年数	区 分	退職所得の収入金額	
		100 万円	200 万円
15 年	現 行	11,000 円	78,500 円
	改 正 案	—	59,000
	軽 減 額	11,000	19,500
	軽 減 割 合 (%)	100.0	24.8
20 年	現 行	—	58,500
	改 正 案	—	24,000
	軽 減 額	—	34,500
	軽 減 割 合 (%)	—	59.0
25 年	現 行	—	39,750
	改 正 案	—	—
	軽 減 額	—	39,750
	軽 減 割 合 (%)	—	100.0
30 年	現 行	—	23,500
	改 正 案	—	—
	軽 減 額	—	23,500
	軽 減 割 合 (%)	—	100.0
35 年	現 行	—	11,000
	改 正 案	—	—
	軽 減 額	—	11,000
	軽 減 割 合 (%)	—	100.0

25年	30年	35年
1,250,000 円	1,500,000 円	1,750,000 円
2,500,000	3,500,000	5,000,000

300万円	500万円	700万円	1,000万円
184,750 円	466,000 円	818,500 円	1,449,750 円
154,000	429,000	769,000	1,394,000
30,750	37,000	49,500	55,750
16.6	7.9	6.0	3.8
153,500	428,500	768,500	1,393,500
104,000	354,000	681,500	1,281,500
49,500	74,500	87,000	112,000
32.2	17.4	11.3	8.0
128,500	391,000	724,750	1,337,250
24,000	216,500	506,500	1,069,000
104,500	174,500	218,250	268,250
81.3	44.6	30.1	20.1
103,500	353,500	681,000	1,281,000
—	104,000	354,000	869,000
103,500	249,500	327,000	412,000
100.0	70.6	48.0	32.2
78,500	316,000	637,250	1,224,750
—	—	154,000	594,000
78,500	316,000	483,250	630,750
100.0	100.0	75.8	51.5

5 所得税納稅人員の推移

所得者別	年 次						
		28	29	30	31	32	33
	所 得 者 数	15,720	16,200	16,900	18,230	19,570	20,500
給 与 所 得 者	納 稅 者 数	8,301	8,921	8,558	8,703	8,998	9,667
	割 合	52.8	55.1	50.6	47.7	46.0	47.2
	所 得 者 数	4,742	4,620	4,410	4,351	4,292	4,233
農 業 所 得 者	納 稅 者 数	511	691	878	602	633	579
	割 合	10.8	15.0	19.9	13.8	14.7	13.7
	所 得 者 数	4,730	4,910	5,080	5,130	5,270	5,100
農 業 以 外 の 事 業 所 得 者	納 稅 者 数	1,371	1,233	1,128	1,144	1,089	1,068
	割 合	29.0	25.1	22.2	22.3	20.7	20.9
そ の 他 所 得 者	納 稅 者 数	285	350	405	462	462	473
合 計	納 稅 者 数	10,468	11,195	10,969	10,911	11,182	11,787
	給 与 所 得 者	79.3	79.7	78.0	79.8	80.5	82.0
納 稅 者 数 の 構 成 比	農 業 所 得 者	4.9	6.2	8.0	5.5	5.7	4.9
	農 業 以 外 の 事 業 所 得 者	13.1	11.0	10.3	10.5	9.7	9.1
	そ の 他 所 得 者	2.7	3.1	3.7	4.2	4.1	4.0
							4.5

(備考) 1 所得者の数は、次によつた。

- (1) 納稅者数：労働力調査(総理府統計局)の雇用者
- (2) 農業所得者：農業動態調査又は農業センサス(農林省)の専業農家及び第一種兼業農家（兼る30年、35年及び40年の農家数から推計した。）
- (3) 農業以外の事業所得者：労働力調査の非農林業の自営業主

2 納稅者数は、40年まで課税実績。

(単位 千人, %)

35	36	37	38	39	40	41 (見込)	42 (見込)		
							現行法	改正案	平年度
22,730	23,790	24,960	25,780	26,690	27,830	29,030	30,160	30,160	30,160
11,733	13,067	14,855	16,500	17,184	16,942	18,593	20,194	17,044	17,831
51.6	54.9	59.5	64.0	64.4	60.9	64.0	67.0	56.5	59.1
4,114	3,951	3,788	3,626	3,463	3,300	3,201	3,105	3,105	3,105
403	210	249	238	250	249	242	257	183	201
9.8	5.3	6.6	6.6	7.2	7.5	7.6	8.3	5.9	6.5
5,240	5,190	5,010	5,140	5,230	5,280	5,440	5,440	5,440	5,440
1,100	1,084	1,139	1,220	1,302	1,349	1,345	1,381	1,049	1,132
21.0	20.9	22.7	23.7	24.9	25.5	24.7	25.4	19.3	20.8
648	791	924	1,124	1,293	1,322	1,395	1,517	1,343	1,387
13,884	15,152	17,167	19,082	20,029	19,862	21,575	23,349	19,619	20,551
84.5	86.2	86.5	86.5	85.8	85.3	86.2	86.5	86.9	86.8
2.9	1.4	1.5	1.2	1.2	1.3	1.1	1.1	0.9	1.0
7.9	7.2	6.6	6.4	6.5	6.8	6.2	5.9	5.4	5.5
4.7	5.2	5.4	5.9	6.5	6.6	6.5	6.5	6.8	6.7

業農家のうち農業を主とする農家)の合計(31~34年, 36~39年の農業センサスのない年次は, 調査年次であ

(大藏省印刷局製造)